

始



標註古事記讀本

下卷

冊	三	館書圖	一	京東	門
號	四	架	七	類	

77

1631

記傳卅五
書紀



仁德天皇
大雀命... 難波之高津宮に坐して天下治めしき。此天皇。葛城
之曾都毘古の女。石之日賣命^后に娶まして。生ませる御子。
大江之伊邪本和氣命。次に墨江之中津王。次に嶋之水齒別
命。次に男淺津間若子宿禰命^{四柱}
又上に云る日向之諸縣君牛諸が女。髮長比賣を娶して。生
ませる御子。波多毘能大郎子。亦名は日下部命^{二柱}
能若郎女。亦名は長日比賣命。亦名は日下部命^{二柱}
又庶妹八田若郎女に娶まし。又庶妹宇遲能若郎女に娶ま
しき。此二柱は。御子^{三柱}まござりき
凡此大雀天皇の御子等。并六柱<sup>男王五柱
女王一柱</sup>

標注 古事記下卷讀本

高津宮

播磨 加藤高文



標注 古事記下卷讀本

伊邪本和氣命。は履中天皇なり
瓊之水齒別命。は反正天皇なり
男淺津間若子宿禰命。は允恭天皇なり
御名代。は其御名を後世に廣く遺し傳へ給は
んために其部の民を定め置る、なり此稱は此
に始て見えたる也。既に玉垣宮段に御子伊登
志和氣王者因_ニ無_ニ子_一而爲_ニ子_一代_ニ定_ニ伊登
志部_一とありてはやくの御世よりあり來し事
なり此後には遺飛鳥宮段朝倉宮段粟栗宮段な
ごにも此稱見えたりされど孝德天皇の御世に
至て此御名代の類も皆廢られたり
葛城部。葛城は此大后の御郷なり
壬生部。は紀に乳部此云_ニ美文_一とあるに依て
ミブと訓へしさてミブは御産部にて生坐る
時の御産殿に仕奉る諸部をいふ尙傳に詳なり
瓊部。は此御子の住ませる河内の地名に因れる稱なり

秦人。は應神天皇の御世に秦造の祖弓月君が
率て参渡り來つる百姓共なり
役。はエダテと訓へし明宮段に出づ
茨田。は河内國茨田郡茨田郷是なり
茨田三宅。紀に十三年秋九月始立_ニ茨田屯倉_一
云々とあり三宅の事上にいへり
丸瀧池。大和國添上郡なり ○依綱池。水垣宮段に見ゆ
あり、今の大阪の大川なり、摺今世大阪に南堀江、北堀江、さいふは古の堀江に非ず、今いふ堀江は近く元祿の頃掘れるなり ○小橋江。紀に十四
年冬十一月爲_ニ橋_一於_ニ猪野津_一即_ニ其_一所_一曰_ニ小橋_一とあり、今も東生郡に猪野村、小橋村、其近き所にあり ○墨江之津。住吉の邊をいへるなるべし、

故伊邪本和氣命ハ。天下治めし
次に瓊之水齒別命亦天下治めし
次に男淺津間若子宿禰命亦天下治めしき
此天皇の御世に。大后石之日賣命の御名代と爲て。葛城部
を定給ひ。亦太子伊邪本和氣命の御名代として壬生部を
定給ひ。亦水齒別命の御名代として瓊部を定給ひ。亦大日
下王の御名代と爲て。大日下部を定給ひ。若日下部王の御
名代として。若日下部を定給ひき

又秦人を役て。茨田堤及茨田三宅を作り給ひ。又凡瀧池依
綱池を作給ひ。又難波之掘江を掘て海に通し。又小橋江を
掘り。又墨江之津を定給ひき

息長帯比賣命の御世に住吉の大神を鎮祭らる、地は菟原郡の住吉にして今の地には非ず

高山。中古より高き山さのみいふを古へはタ
カヤマといふぞ常なりける摺難波の近き邊に
は高き山はなれば大相などへ幸ますとて山
か越え坐る時の事なるべし
國中。クヌチと訓へしクニウチの約れるな
り

課役。はミツキエダチと訓へし課と役とニツ
なり委しき事は令を見て知べし
感。はヒと訓へし

煙瀧。日本紀竟宴歌に大鷦鷯天皇をタカドノ
ニノボリテミレバ。アメノシダ。ヨモニケア
リテ。イマソトミヌル、とあり新古今集に高き
屋に登りて見れば煙たつ民のかまごは賑ひに
けりとあるは右の竟宴の歌なるを後世さまに
作りなしたるなり

聖帝。ヒシと訓へし日知の意なりヒシリは徳ある人を
其多。ハナハダと訓へし萬葉七に其多毛不寄
雨放などあり又二字をイタタ共訓へし
妾。ミメタチと訓へし中古の物語書などにも
女御更衣などをみかごのみめといへることあり
言立。常に異なる事のけしきなどあればさい
ふ意なり
足もアガリニ。は足摺などし給ふさまをいふ

於是天皇高山に登まして。四方の國を見し給ひて詔給ひ
つらく。國中に煙發す。國皆貧窮。故今より三年といふまで
は。悉に人民の課役を除せと詔給ひき
是以大殿破壊て。悉に雨漏れ雖。都て修理給はず。撼を以て
其漏雨を受て。漏ざる處に遷避ましき。後に國中を見し給
へは。國に煙滿たりき
故人民富りと爲して。今はと課役科せ給ひき。是以百姓榮
て。役使に苦まざりき。故其御世を稱て聖帝の御世と謂す

其大后石之日賣命は。甚多嫉妬し給ひき。故天皇の所使之
妾ハ。宮中をも得臨ず。言立バ。足も阿賀迦邇。嫉妬給ひき
爾天皇。吉備海部直の女。名は黒日賣。其容姿端正と聞看し
て。喚上て使給ひき。然ども其大后の嫉ますを畏て。本國に

なり
本國。は吉備國なり

船出浮海。四字をアナスルチと訓べし浮海は漢文さまの字なり讀べからず

ナフネツラハク。ツラハはあまた連り浮べる親なりクは活用ナク辭なり

クロサキノ。備中國小田郡黒崎といふ所あれば地名

マサブコワギモ。マサブ不詳ワギモは香妹なり

クニヘクダラス。國へ下るなりルを延てラスといふ

自レ歩。は船より行は易きを歩より行しめて苦しめ給ふなり

追下。は黒比賣の船に在るを逐て陸に下すなり

ワガ國ミレバ。こは海の上を見渡し給へるにて國には非ざれども凡て國見とぞ云けん

アハ島オノゴロ島。上巻に出づ

逃下りにき。天皇高臺に坐して。其黒日賣が船出浮海を望
瞻まして歌日給はく

おきべには をふねつらくく
くろさきの 小舟連
くはへくだらす まさづこわぎも

故大后此の御歌を聞して大く忿まして。大浦に人を遣し
て追下して。歩より追去給ひき

おしてゐるや なにはのさきよ
いでたちて わがくにみれば
あはしま おのころじま

於是天皇。其黒日賣を戀給ひて。大后を欺して。淡道島見給
はんと詔給ひて。幸行ませる時に。淡道島に坐して遙に望
まして歌日

あちまの 志まのみゆ
さけつしまみゆ 島見

乃其島より傳ひて吉備國に幸行ましき

爾黒日賣其國の山方地に。大坐ましまして。大御飯獻りき。

於是大御羹を煮むとして。其地の菘菜を採る時に。天皇其
嬢子の菘採處に到まして。歌日

やまかたに まけるあをなも
きびびとく あもにしつめは
たぬしくもあるか 共

天皇上幸ます時に。黒比賣の獻れる御歌日

やまどべに にしふきあけて
くもはなれ 西風吹上
われわすれめや そきをりども

又歌日

記傳卅五
卅七

檜櫓。中卷玉垣宮段に見ゆ

シマモミユ。島も所見ふり此島檜櫓の多く生

たるより名に負るなるべし

サケツシマミユ。此島の名の意詳ならず

傳て。そは初めに行たる處より又異處に還り

行をいふ

山方。は地名なるべし

大坐しめて。續紀四に大坐々而、廿七に別好

大末之末世波などあり常にむはしますと云も

大坐々のホマを切て波さなれるなり

菘菜。アチナと訓べし今世にいふ菜なりナ
いふは凡て魚菜の總名なる故に菘をば古へは
分てアチナといひしなり

上巻。京へ返り上りますなり

御歌。御字行

ニシフキアゲテ。のニシは西風なりヒムガシ

は東風なりシは風にて風の神をシナツヒヨミ
申すシ又風。巖などのシも同じフキアゲは
吹上なり
クモハナレ。は西風の吹上て雲の散々に分れ
離るゝにて次の句の序なり
ソキチリトモ。は離れ遠ざかる事なり
ワレワスレメヤ。は忘れ奉らトとなり

標注 古事記下巻讀本

コモリヲノ。は冠辭なり
シタハハハツト。シタヨトは冠辭して物する
を云万葉十一に隱 沼 從 裏 戀者などあり、
ハハは心を掛て妻問するをいふ明宮段大御歌
にハヘケタシラニさある所考合すべし傳卅二の六十九葉に詳なり扱此句は天皇の皇后の御妬を憚給ひて願には得幸さす敷き隠して、聘し玉ふをい
ふなり。○ユクハタガツマ。は天皇の京へ歸り幸すをいふ扱誰夫とさほめき云るに太后を憚り給ひておもほすまゝにも得物し給はで別れ奉る情深
くあはれに聞えたり

豐樂。中卷明宮段に出づ
御網柏。造酒式大嘗祭供奉料に三津野柏二十
把云々さあり又大神宮儀式帳六月祭條に其舞
畢人別直會酒采女二人侍御角柏盛人別給と
あり此柏は葉三岐にて先尖りたれば三角の意
の名なるべし扱豐樂に柏を用ひらるゝ事は明
宮段大御酒柏さある所に云へり
水取司。職員令に主水 司正一人掌三漿水釀
粥及米室事云々さあり古は凡て飲水なばモ
ヒさいへり
所駈使。被レ使なり凡て丁さいふは民の役使
はるゝ者ないふ名なり
倉人女。女藏人さいふ物ならんか
船過。フネアヘりさ訓べし船に過りさニを添
て讀むは後世のさまなり
此事キコシメサネカモ。中昔の雅言にキコシ
メサネマヤさいふ意にて、ハを省きたる例万葉
に多し

やまどべに
こもりづの
ゆくはたがつか
ゆくはたがつか
往者誰妻
往者誰妻
志たよはへつゝ
從下延年

自此後時。太后豐樂し給はんとて御網柏を採に。木國に幸
行せる間に。天皇八田若郎女に婚ましつ
於是大后は御網柏を御船に積盈て。還幸す時に。水取司に
所駈使。吉備國兒島の仕下。是己國に退に。難波の大渡に。後
たる倉人女の船過り
乃語云は。天皇ハ。比日八田若郎女に婚まして。晝夜戲遊ま
すを。若大后は此事聞看さねかも。靜に遊幸行ますとぞ語
りける
爾其倉人女。此語言を聞て。即御船に追近て。白之狀。具仕下

御津前。紀には故時人説三敷葉之海一日三葉
濟さあり此は紀の方正しかるべし
引繼。ヒキヨキと訓べし万葉に神前荒石
毛不所見浪立致從何處將行、與奇道者無御さ
あり
河の隨。淀川なり
ツギネフヤ。冠辭なり
ヤマシロガハ。木津川をいふ
鳥草樹。は或人今俗にさいぶの木さもまやま
やぶの木さもいふさ云り
シガシタニ。其上にいへる物をさして其さ
云事なり
五百箇眞椿。はユツ石村、ユツ楓などの處に
いへり椿の葉の繁く多きをいふ
一首の意は。川の邊に生立る椿の照り榮えた
るを御觀して天皇の御面影を戀しくおもほし
やりて今も吾大君は彼椿の花の如く照り坐し
カク。彼葉の如く照り坐すかやと詠へるなりイマス
ハのハを大君の下に結のカモをイマスの下に
入替て心得べし、そも妬く思ほして背きては
來ましつれども又いさゝ戀しくおもほす御心
も堪がたくおもほせるなりロカモ、の口は助
辭なり
那真山口。山城相樂郡より大和添上郡奈真へ
越る道にて則奈真坂なり

が言の如し。於是大后大恨怒まして。其御船に載たる御網
柏をバ。悉に海に投棄給ひき。故其地號御津前とは謂也
即宮に入坐すて。其御船を引避て。掘江に沂らして。河の隨
山代に上幸ましき。此時歌曰
つぎねふや
かはのほり
かはのべに
さしぶを
鳥草樹
志がしたに
其之下
ハびろ
志がはなの
其之花
志がはの
其之葉
おほきみろかも
大君
やましるがはを
山代川
わがのほれば
香上者
おひだてる
生立有
さしぶのき
おひだてる
生立有
ゆつちつはき
五百箇眞椿
てりいまし
照坐
ひろりいすは
廣坐者
即山代より廻りて那良の山口に到まして歌曰

ミヤノボリ。は懸居翁の水跡上りさいはれたるに從ふべし
アラニヨシ。は冠辭なりこの句よりヤマトチスキの句迄四句はクニハさいふ句の下に移して心得べし

ワガミガホシ。は見まくほしきなり
タカミヤ。は大和國葛上郡高宮是なり
ワギヘノアタリ。吾家之邊なりワガイヘを切めてワギヘさいふ万葉にいと多しアタリは其近きほごさいふ俗言と同ト

かくよみ給へる故に此大后の御父は葛城之曾部比古と申せれば葛城は本御郷にて其家高宮に在けん今天皇に背き奉り給ひ山代川を上り給ひしほごに本郷戀しくなりて那奈山を越給ひしほごもまのすがに故郷に歸らむもいかにさおほし返して又山代の方へ還り給はんとする時に其御情を述べ給へるなり ○暫はシマシと訓べし万葉十五にシマシタモとあり ○韓人ヌリノミ。韓國人の歸化であるをいへり姓氏錄に調連水海連同羅百濟國奴理使主之後世とあり大后の此家にしも入坐る事はさしあたりて入坐すべき處のなきまに有且に此家には入坐るなるべし暫とあるに心を著べし

上幸。さは倭國に幸せるをいふ
使。は大后を留めて難波宮に返し給はんとして遣せる御使なり
送給ふ御歌。は鳥山が行を送り給ふ御歌なり

認傳卅六ノ廿九

つぎねふや
冠 辭
みやのほり
宮 上
あをによし
冠 辭
をだて
冠 辭
わがみがほし
吾 見 欲
かづらぎ
葛 城
わきへのあたり
吾 家 之 邊
如此歌ひて還らして。暫筒木の韓人。名は奴里能美が家に入坐しき

やましるがはを
山 代 川
わがのほれば
吾 上 者
ならをすぎ
奈 瓦 通
やまとをすぎ
倭 通
くには
國 者
たかみや
高 宮

天皇。大后山代より上幸ましぬと聞看して。舍人名は鳥山と云人を使しける時に。送給へる御歌曰

やましるに
山 代
いしけいしけ
及
いしきあはむかも
將 及 遇 歟

又續て丸邇臣口子を遣して歌曰

みもろの
御 室
おほるこがはら
大 猪 子 之 腹
はらにある
腹 有
こころをだにか
心

又歌曰
つぎねふ
木 鐺 持
こくはもち
根 白
ねじろの
やましるめの
山 代 女
うちしおほね
打 大 根
しろたゝむき
白 腕

大后の御許に贈り給ふに非ず
次なる二首の御歌は正しく大后に贈り給へる御歌なるに彼所には却て只歌曰とのみあり彼所にこそ送御歌曰とあるべきなれ
イシケトリヤマ。はイは發語にて及げ鳥山なり
及。及は追及なり俗言に追及といふ意なり
アガハシマ。は大后を指して詔ふなり紀にはアガモフツマニとあり
續。はかの鳥山が返り言をも待給はで引續て遣したる如くにも聞ゆれども御歌の趣を考るに鳥山が返り言を聞しての上の事なり
ミモロノ。は三輪山の事なり其由上巻にいへり
ソノタカキナル。マカキは山をいふ其由傳卅九の甘葉に詳なり
大猪子之腹。猪子は只猪なり鹿を鹿兒といふも同ト猪の子をいふに非ず
オホ井コガ。上に同トかく重ねて歌ふは古の常なり
腹に有。此迄五句は次句の肝を詔はん爲なり
キムムカフ。は枕辭なり
コイロチダニカ。ダニは辭なり
一首の意は朕はかく深く思ふに此朕心をだに相思ひ給はぬにこそ詔ふなり
ツキネフ。上に出づ
コタハモチ。和名抄に織和名久波説文云鐺大鐺也和名同トとあり

ウチシホホネ。打さば木敷もて地を打發して
 廻るを云ふオホホネは當にて俗に言ふ大根なり
 ネシロは當の根の白きなり
 レロタームキ。は大根の白きが如くなる白き
 腕といへるなり
 マカズケボッコ。は不願けらばこそなり一句
 の意は今までに大后の御手を枕てれたる事
 なくばこそなり
 一首の意は今までに汝の手を枕て寝し事
 なくば社まかつれなく不知さも詔はめ既に
 年頃夫婦のむつびをなしたる中なれば今更
 は有まじき物をさ大后を恨み給へるなり
 違ひて。は彼方こなたさ行違ひて口子臣に違
 はトさま給ふなり
 進赴。の赴字は退の誤なるべし紀垂仁卷に俯
 仰 喉 咽退退而血泣さあり甚く長み感へる状
 なり
 水潦。は和名ニハタツミさあり雨降時に地上
 にたまりて流るゝ水なり
 青摺衣。山笠もて摺れる衣をいふ万葉九に紅
 の赤雲すそ引山笠もて摺れる衣服とあり古
 は凡て摺衣をめでたき物にして男女共に服た
 る事万葉の類に多し
 筒木宮。は奴理能美が家なれども今大后の坐す故に宮さはいへるなり ○アガセノキミハ。紀には吾兄をみればとあり此紀の如くにてはいかに
 なり、紀の方よろし吾兄の降る雨にぬれにはたづみに流りて庭の中にかしこまりて居る苦しき状を見れば哀しくて涙くましくおほゆさいふなりナ
 ミダタマシモは兼の角ぐむなごいふ類にて崩す意なり ○其所由を問云々は涙くましもさよめるはいかなる由にて然ばかり哀しきぞと問給ふなり

まかすけはこそ 未らずともいはめ

故是口子臣。此御歌を白之時。兩大ふりき

爾其雨をも避す。前殿戸に參伏バ。違ひて後戸に出給ひ。後

殿戸に參伏バ。違ひて前戸に出給ふ

爾匍匐進赴て庭中に跪居時に。水潦腰に至り。其臣紅紐著

たる青摺衣を服たりけれバ。水潦紅紐に拂て。青皆紅色に

變りぬ

爾口子臣の妹。口比賣大后に仕奉れり。故是口比賣歌曰

やましろの

もの虫をす

なみだぐましも

つゞきのみやに

あがせのきみは

爾大后其所由を問給ふ時に。僕之兄口子臣也と答白き

虫。は只凡ての虫を云なり
 殺。は卵なりカヒコと訓べし和名抄に卵和名
 加比古とあり
 三色。ミタサと訓べし紀に八色雷公、八色
 之姓などあり
 耳、ノ字コソアレと訓べき事首卷にいへり
 無異心。ケシキミコ、ロハマサと訓べし上
 巻に出づ
 行な。のなはむと古言なり
 上幸行。とは山代川を大御船より渡すを
 云ふ
 大后に獻。天皇を大后の御許に入まさせしめて
 御中らひを直し奉らんための謀事なり
 ツキネフ。よりウチシホホネまでの四句上に
 出たり此はサササの序なり
 サササ。は上より續きの意は清々にて清潔
 なるをいふ大根は色も味も清潔なる物なれば
 なり扱其を暗擧の意に取てよませ給ひて大后
 の妬してさわがしく詔ふよしなり
 ナガイヘセコソ。は汝が言せばこそ意な
 るを省くは古歌の常なり
 ウチシホホネ。は向ひを見渡す事なり万葉に打

於是口子臣亦其妹口比賣及奴理能美。三人して議りて。天
 皇に奏しめけらくは。大后幸行る所以ハ。奴理能美が所養
 虫。一度は匍匐虫に爲り。一度は殼に爲り。一度は飛鳥に爲り
 て。三色に變る奇虫あり。此虫を看行に入坐せるに耳あれ。
 更に異心は坐さず。如此奏す時に。天皇然ほ吾も奇異と思
 へば。見に行など詔給ひて。大宮より上幸行て。奴理能美が
 家に入坐る時に。其奴理能美。己が養る三種の虫を。大后に
 獻りき
 爾天皇。其大后の所坐殿戸に御立して歌曰
 つぎねふ
 こくはもち
 さわさわに
 うちわたす
 きいりまゐくれ
 やましろめの
 うちしおほね
 ながいへせこそ
 やがはえなす

此天皇と天后と。所歌之六歌ハ。志都歌の返歌なり

渡す竹田の原に古今集に打渡す彼方人になじあり
ヤガハエナス。は平野祭の祝詞にイヤ高ニ、イヤ廣ニ、イヤシヤケハエノ如ク、立榮シメ、仕奉ラシメ給ヘト、云云あるヤケハエノ如ク、さ同ト言なり、イカシは嚴又重と書キヤケハエ、は彌木榮なり扱此にかく詔へるは率來ませる御供奉人等の多く茂きことをたさへ給へるなり一首の意は汝のもの新してさばしく言給へばこそ朕はこゝらの御供奉人を引率てふりはへて來つれと詔ふなり ○六歌。は上なる山代川を川上りさある御歌より此まで七百の内口比賣の歌一ツを除きて六首なり ○志都歌。は徐に歌ふ由の名なるべし ○返歌。は歌ふ聲の調の易りて呂の律に翻るなり、扱其調を易へたる際に歌ふ歌を返歌と云返物といふも是なり

記傳卅七
ノ一

一本管。此皇女を醫給へるなり女を管にたさへたるは万葉七に眞玉付、越能管原、吾不刈、人之刈卷、惜管原
子不持。八田皇女の御腹に皇子のおはしまさざれば一本管にたさへて惜ませ給ふなり
タチカアレナム、は立荒さは立榮ゆといふ裏なり
コトナコソ。は俗言に口でこそさいふに同ト一首の意は言にこそ容易く管原ともいはめ實は清々しき我妻なりと詔ふなり
ヨシトキヨサハ。は我をよしと詔はけなり
詔ふさいふべきをキコスといふ例万葉十二に空言毛將相跡令聞懸之名種爾とあり
御名代上に出づ ○八田部。凡て某部といふ稱の事は上にいへり、和名抄に攝津國八田部郡八部郷あり ○紀に三十八年春正月癸酉朔戊寅立八田皇女爲皇后

天皇八田若郎女を戀給ひて。御歌を遣賜へる其歌曰

やたの
八田
こもたず
子不持
あたらずがはら
可 惜 管 原
すけはらといはめ
可 惜 管 原
やたの
八田
ひとりをりども
病 居
よしときこさば
好 聞
故八田の若郎女の御名代として。八田部を定め給ひき

御歌を遣賜へる其歌曰

ひどもとすけは
一本 管
たちかあれなむ
立 歟 將 荒
ことをこそ
言
あたらずがしめ
可 惜 清 女
ひどもとすけは
一本 管
おほきみし
天 皇
ひとりをりども
病 居

媿。中人の意なり今世にもなかうございへり
乞。は中卷明宮段に出づ
太后。は石之比賣なり
強。オズシと訓べし誠新深くて強悍坐すといふ
不治。おもほすまいに召入て寵給はぬをいふ

ワガオホキミノ。吾と親しみかしづきて詔ふなり
オロスハタ。は織す服なりオスを延てオラスともオロスともいふは古言の常なり
タガカ子ロカモ。誰之料歟なりロもモも助辭なり
タカユク。は冠辭なり
ミオスヒガ子。御むすひ料なりガ子は申昔の書共に皇后になり給ふべき姫君を后がれ皇太子に立給ふべき皇子を坊がれ又博士がれ聖がれなど云るガ子にて此も速總別王の御襲にするための織ものさいふ事なりオスヒは上代には男女とも形を離す服なり

亦天皇。其弟速總別王を媒として。庶妹女鳥王を乞給ひき。
爾女鳥王速總別王に語。曰く。太后の強に因て八田若郎女をも治給はず。故仕奉らし。吾は汝命の妻に爲なむと思ふといひて。即相婚ましき。是以速總別王。復奏給はざりき
爾天皇。直に女鳥王の坐所に幸まして。其殿戸の闕の上に坐しき。於是女鳥王機に坐して服織せり。かれ天皇歌曰し給はく

めどりの
女 鳥 王
わがおほきみの
おろすはた
織 料
たがかねるかも
織 料 歟

たかゆくや
高 行
はやぶさわけの
みおすひがね
御 襲 料
故天皇其情を知して宮に還入ましき

此時。は誤字か。縣居翁いばれたり
夫。はナミ訓べし和名抄に乎字止とあるは後
なり上巻須勢理毘賣命の御歌にナチオキテ、
チハナシとあり
カカユクヤ、ハヤアサラケ。二句上なるに同
ト
サキトラスネ。は鷓鴣取されなりトレを延
てトラセといふは常なるを又かくネといふも
一ツの格なり行けをゆかされ遺れをやらされなどいふ類皆此格なり扱此は大雀命を弑給へといふたさへなり其は天皇に従ひ奉らず速總別王に婚給
へれば御誓めあらむ事を恐しくかしこみてなるべし

倉崎山。大和國十市郡にあり

ハシタテノ。は冠辭

サガシミト。はさびしさにと云むが如し

アガテトラスモ。トラスはトルを延たる言モ
は助辭なり

一首の意倉崎山の嶺しきに岩に據付つゝ登る
に女鳥王は岩にも得據付給はで我手に取若給
ふ事よとあり

此時。其夫速總別王の到來之時に。其妻女鳥王歌曰

ひはりは
あめにかける
たかゆくや
はやぶさわけ

さぐきとらさね
鷓鴣取

天皇此歌を聞して。即軍を興して殺給はんとす

爾速總別王。女鳥王。共に逃退て。倉崎山に騰ましき。於是速

總別王歌曰

はしたての
くらはしやまを
さかしみど
いはかきかねて

わかてとらすも
吾手取

又歌曰

はしたての
くらはしやまは

サカシケド。は嶺しけれとあり
一首の意明かりなり

宇陀。大和國宇陀郡なり

蘇邇。宇陀郡東の極の山中にて今は村ありて
曾爾谷といふ

山部大楠連。評ならず紀の傳へは姓名異なり
玉釧。は和名抄に在「背上」者名「之」爲「釧」比知
万伎とあり冠辭考の「釧」着「拆」釧玉釧など
の條々に詳なり

朝參。ミカトマ井リスと訓べし

其王之。女鳥王なり

參赴。マ井レリと訓べし

大御酒柏。中卷明宮段に詳なり

引退。ヒキソクと訓べし退け罷出しめ給ふな
り

其王等。は速總別王と女鳥王なり

退賜。紀傳にキラヒタマヘレと訓めり

異事。ケナルコトと訓べし

夫之。ソレノと訓べし大楠連を指て詔ふなり
奴乎。朝倉宮段に「天皇詔者」奴乎「已家」
天皇之御舍「而」追即遣「人」令「燒」其家「とある
と語の勢も罪を告め給ふさまも全同トきを思
ふべし

さかしけど
らもとのほれば

さがしくもあらず
妹登者

故其地より逃退て宇陀之蘇邇に到ませる時に。御軍追到
て殺まつりき

其將軍山部大楠連。其女鳥王の御手に所纏玉釧を取て己
妻に與たりき

此時之後。豊樂爲給はんとする時に。氏々の女等皆朝參す
爾大楠連之妻。其王の玉釧を己が手に纏て參赴り。於是大
后石之日賣命。自大御酒の柏を取して。諸氏々の女等に賜
ひき

爾大后其玉釧を見知給ひて。御酒の柏を賜はず。乃引退給
ひて。其夫大楠連を召出で。詔はく其王等無禮に因て退賜
へる。是者異事なく耳。夫之奴乎。己君の御手に所纏玉釧を。
膚も燼に剝持來て。即己妻に與たること、給ひて。乃死刑

に行ひ給ひき

己君。は古は王。臣と分ちて臣は凡て皇子
たちを君とする事傳四十の三十三葉に委しく
いへり上に奴乎と詔ふも只脱しめたるのみに非ず君に對へる臣の意なり。○廣し。○は。○就。率りて未廣し冷ざるほどにいたはりもなく割取れる
所爲の情なくむくつけき事を詔ふなり。○死刑を給。紀に天武卷に極刑又大辟罪などあり

傳卅七
ノ廿五

亦一時天皇。豊樂爲給はんとして。日女島に幸行之時に。其
島に雁卵生たりき。爾建内宿禰命を召して。歌以て雁の卵
生る狀を問し給へる。其歌曰

たまきはる
うちのあそ
内 同會
よのながひど
世 長 人
やまどのくにに
日本 國
きくや
聞 乎
ひのみこ
どひたまへ
同 賜
どひたまへ
よのながひど
世 長 人

於是建内宿禰。歌以て語白さく

たかひかる
ひのみこ
うべしこそ
どひたまへ
まこそに
どひたまへ
あれこそは
世 長 人

をらみつ
やまどのくによ
かりこむど
いまだきかず
未 賜
如此白して御琴給はりて歌曰
ながみこや
つひにしらむど
終 將 知
かりはこむらし
馬 者 子 産
此ハ本岐歌の片歌なり

この御世に。免寸河の西の方に。一高木有けり。其樹の影。旦
日に當れば。淡道島に逮び。夕日に當れば。高安山を越えき。
故是樹を切て船に造れるに。甚捷行之船にぞありける。時
に其船號を枯野とぞ謂ける
故是船を以て。旦夕に淡道島の寒泉を酌て。大御水獻りき。

肥傳卅七
ノ卅四

ウベシヨソ。は語しこそなりシは助辭ヨソは
辭なり
マコソニ。は眞こそになりヨソもニも辭なり
後の世にゲニこそいふに通へり
アレヨソハ。ヨソナカトなれどもといふ意
を含めり
一首の意天皇此事を吾に問賜ふこそ現にこそ
わりに侍れ詔はする如く世の中の長人は吾に
社侍れされども此後國にして鷹の子生めり
といふ事は此辭になり侍るまでいまに承はら
ぬこそに侍りといへるなり
御琴給り。は御琴を申請てなりタマハルは賜
ふを受る方よりいふ言なる故に古書には多く被字を添て書けり。○ナガミコヤ。ツヒニシラムト。カリハコムラシの一首の意は此日本の國にいま
た承はらぬ鷹の子を産たるは汝王ぞ後遂に天の下を所知看さんさて其祥瑞にこそあらめと祝壽奉れるなり縣居翁曰此歌を以て見れば此故事は此天
皇いまだ皇子にてましくける時の事なるべしといはれたり。○本岐歌。は祝壽歌なり。○片歌は中巻後建命段にいへり。○紀には五十年春三月
河内人奏言於美田堤。鷹産之即日遣使令視曰。既實也。天皇於是歌以問武内宿禰。曰云々武内宿禰答曰云々ありてナガミコヤの歌なし
免寸河。免字。決く寫誤なりいづれ河内國高
安郡などの川なるべし
一高木。一字讀べからず
高安山河内國高安郡の東の方にあり
上代には大木のありし事紀の景行卷、筑後風
土紀等にも彼此見えたり
枯野。枯は輕の意なる事此紀も書紀も同ト野
の意未考得ず
大御水。天皇に奉る料なれば大御といへりモ
ヒ上に詳なり

作琴。體蓋抄に筆の甲の木は舊記云鹽風に吹れたる日あたりの孫枝を用ふべきなりといへり然は船の木も久しく潮になれたれば琴甲によきなるべし

ユラノト。は淡路國津名郡由良湊なりトナカノ。は門中之にて凡て水門迫門などの門は船の出入る口なり

門中。さは其處の海上をいふなりイタリニ。は海石なりクリといふに付て粟を思ひて小石といふは非なりフレタツ。明宮段末に振浪比禮、振風比禮とある處にいへる如く波の立をも風の吹をも振さいへば其振る浪に揺かされて海中の岩に生立るなり

ナツノキ。は海水に浸漬りて立る木をナツノキといへるなり此木は獲麻などの類をいふなるべし扱ユラノトより此まで五句は結のサヤハをいはむための序にて蕪蕪などの浪にゆられて其葉のさや／＼と動き鳴る音を以てつゞけたるなり○サヤハは亮々にて此琴の音の鏗鏘なるをいへるなり中卷明宮段の歌にフエキノス、カラガシタキノ、サヤサヤとあると同し格なり○志都歌之返歌上に出づ

此天皇御年。捌拾參歲。御陵ハ毛受之耳原ニ在リ

御年書紀には見えす帝王編年紀には一百一十歳と記せり毛受之耳原、紀には六十七年冬十月辛二河内石津原一以定陵地一始築陵云々とあり諸陵式には百舌鳥耳原中陵難波高津宮御宇仁德天皇在二和泉國大島郡ニ云々とあり

此ハ志都歌の返歌なり

からぬを 枯野 志があぶり 其 餘 かきひくや 振 弾 どなかの 門中 ふれたつ 振立 さや／＼ 亮々

しほにやき 鹽 棧 ことにつくり 琴 造 ゆらのどの 由良 門 いくりに 海 石 なづのきの 浸 浪 木

茲船破壊たる以て。鹽を焼き。其燒遺る木を取て。琴に作たりしに。其音七里に響たりき。爾歌曰

履中天皇 伊波禮。は大和國十市郡なり若櫻宮中。は紀三年の所に詳なり

本。は字のまゝにモトと訓べし大嘗。上に出づ

坐して。さは大嘗にて坐す意なりたさへば齋して坐す間を齋に坐すといふが如し字真宜。中卷明宮段に出づ取。さは殺すをいふ殺すを取と云例中卷水垣宮段に出づ 盜出。さは天皇を竊に出し奉るをいふ凡てヌムさは人の許さぬ事を竊に物するを云ふ此は天皇は甚く酔て熱く御眠ませるほどにてかくせしを御自らもろしめさべりしなり 多遲比野。河内國丹比郡なり

ヲツコモ。和名抄に釋名云縛壁以席纏著於壁也漢語抄に云防壁多都古毛とあり

若櫻宮

伊邪本和氣命。伊波禮の若櫻宮に坐まして天下治めしき。此天皇。葛城の曾都毘古の子。葦田宿禰の女。名を黒比賣命に娶まして。生ませる御子。市邊忍齒王。次に御馬王。次に妹青海郎女。亦名は飯豊郎女

本難波宮に坐し時。大嘗に坐して。豊明爲す時に。大御酒に宇良宜て。大御寢ましき。爾其弟墨江中王。天皇を取まつらむとして。大殿に火を着たりき

於是倭漢直の祖。阿知直。盜出て。御馬に乗まつりて。倭に幸まさしめき。故多遲比野に到まして。寤まして。此間ハ何處ぞと詔給ひき。爾阿知直白さく。墨江中王。大殿に火を着給へり。故率奉りて倭に逃ゆくなり。白き。爾天皇歌曰

たぢひぬに 丹比野 ねむとしりせは 將 疑 知 九つこもく 防 壁 もちてこましもの 持 來

ねむとしりせは

モチテコトモシモノ。ものなと云べきモノとばかりいふ例古歌に多し一首の意かく此野に寝むと兼て知らば立回らさん料に防壁をも持て来べきものなかくあらんどもしらで持て来ざりし事よとなり

波邇賦坂に到まして。難波宮を望見給へは其火猶炳く見えたり。爾天皇亦歌曰

ハニフザカ。は河内國丹南郡なり
カギロヒノ。冠辭考に詳なり

はにふざか
かぎろひの
つまがいへのあたり
わがたちみれば
もゆるいへむら

山口。此は河内の方より上る國なり
一女人遇。チミナアヘリと訓べし一字讀べからず又女人にさ屬を添て訓むは後世の語なり
當麻道。河内の石川郡より大和の葛下郡へ越る山路なり
アヲヤサトメチ。處女爾といふべきをチといふ事古へ此例多し
マニニハノラズ。直に行べき大坂の道の事をば告すしてなり人に物を言聞す事をノルといふは古言なり

故大坂山口に到幸之時に。一女人遇へり。其女人白さく兵持る人等。多茲山を塞をり。當岐麻道より廻て越幸ますべしと白き。爾天皇歌曰
おほさかに
みちとへは
たぎまぢをのる
あふやをとめを
たゞにはのらず
故上幸まして。石上の神宮に坐ましき

參赴。マキキマシテと訓べし中卷白樓原宮段に見ゆ
令語。マササシメ給ふと訓べし先づ人を入れて參赴坐る由を申さしめ玉ふなり
天皇詔しめ云々に人を出して宣らしめ給ふなり
同心。心を合せて興するをいふ扱同をオナジといふも古言なり
相言じ。は穴穗宮段に我所相言之嬾子者云々とあり人に達て互に物言ふ事なり

所近習。はチカクツカヘマツルと訓べし紀仁德卷に近習舎人推古登舒明卷に近習者などあり
天皇。此はスメラと訓べし古言なり凡てオホキミと訓て宜きありスメラミコトと訓て宜きあり其所の狀によるべし
藤多。モノサハニと訓べし紀に飲明卷に實藤多島極巻に給し藤とあり

竊伺二字をウカヘロと訓むべし
殺。かシヤといふ事上に出づ

於是其伊呂弟水齒別命。參赴して調しめ給ふ。爾天皇詔しめ給はく。吾汝命を若墨江中王と。同心ならむかとおもはせば。相言じと詔しめ給へは。僕者穢邪心無し。亦墨江中王と。同心にもあらずと答白給ひき。亦詔しめ給はく。然者今還下りて。墨江中王を殺して上來ませ。彼時にこそ吾必相言めと詔しめ給ひき。同心の語を對しむと云ふ語は故即難波に還下まして。墨江中王に所近習之隼人。名は曾婆加理を欺て。若汝吾言ことを従バ。吾天皇と爲り。汝を大臣に作て。天下治とす。那何にと云給ひき。曾婆訶理命の隨と答白しき。爾其隼人に藤多に給ひて。然バ汝の王を殺まつれど曰給ひき。吾は天子の命に從ふべし。曾婆訶理命は於是曾婆訶理。己が王の廁に入ませるを竊伺て。矛以て刺て殺まつりき。其後其妻を殺す。其妻を殺す。其妻を殺す。故曾婆訶理を率て倭に上幸ます時に。大坂山口に到まじ

既。かゝる所に用ふ事古の詔なるべし序に已
 因レ訓云々あるは盡く全くの意なり
 不義。上代には義に違ひて邪に悪き事をばキ
 マナシといへり
 不義。はムクトズと訓べし
 信なし。類聚名義抄、字鏡集等にシルシと注
 せり
 其情こそ惶けれ、は曾婆訶理を大臣と任は
 かなる害をなすらん其心恐しとなり
 正身。上に出づ此はソバカリが身をいふなり
 大臣位。大臣は位には非るを位といふは古言
 なり古へは位即ち官にて別にはあらず況や大
 臣は古は官には非ず、褒稱にて自其位ありし
 なり
 爲。はセシテと訓べし爲賜ひてといふ意の古
 言なり
 拜しめ。古の定まれる式なるべし續紀廿七に
 法王道鏡居二西宮前殿二大臣已下賀拜云々とあ
 り
 面を隠す大鏡。こは盛りたる酒を飲む時に面
 の隠るばかり大なる鏡をいふ鏡は祀神代巻に
 玉鏡大神宮儀式帳に水鏡利三百口、和名抄古
 語記、鏡爲二磨利二宜用二金鏡二字とあり
 近飛鳥。紀に自二大坂二向レ倭至二于飛鳥山、和

記傳卅八
ノ十九

て以爲は。曾婆訶理吾爲に大功あれども。既に已君を殺せ
 つれるは。是不義なり。然共其功を賽ずば。信なしと謂ふし。
 既其信を行は、還りて其情こそ惶けれ。故其功は報ゆと
 も。其正身をば滅てむとぞ以爲しける
 是以曾婆訶理に詔給はく。今日は此間留りて。先大臣の位
 を給ひて。明日上幸と詔給ひて。其山口に留まして。即假宮
 を造て。忽に豊樂爲して。乃其隼人へ大臣の位を賜ひて。百
 官をして拜しめ給ふに。隼人歡喜て。志遂ぬと以爲ける
 爾其隼人へ。今日大臣と同蓋の酒を飲てむとすと詔給ひ
 て。共飲す時に。面を隠す大鏡に其進むる酒を盛たり
 於是王子先飲給ひて。隼人後に飲む。故其隼人飲時に。大鏡
 面を覆たりき
 爾席の下に置せる劍を取出て。其隼人が頸を斬給ひき。乃
 明日ぞ上幸ましける。故其地號近飛鳥と號く。倭に上到ま

名抄河内國安宿郡(安須加部)。今は古市郡に
 飛鳥村あり其地に飛鳥戸神社あり
 遠飛鳥。は大和國高市郡なり此名二所共に此
 水齒別命の御世になりて丹比之柴垣宮より近
 き遠きを以ていへるなり近飛鳥をアスカと訓
 むはトフトリの明日香といふ枕詞の字をや
 てアスカと訓めるなり春日を加須賀と訓むも
 同ト例なり
 政既平。は中卷水垣段に詳なり考へ合すべし
 阿知直。姓氏錄に藏人阿智王之後也内藏宿禰
 都賀直之阿知直四世孫東人直之後也と見ゆか
 ば阿知直より初て子孫に至るまで藏官に任れ
 しなり、此に始まあるは藏官の始にはあらで
 阿知直に職らしむるが始なり職官の事は
 職員令に詳なり
 根地。はタドコロと訓べし紀の清寧卷に又以三
 田。地二與二于漢彦一なごあると同じさまに聞
 ゆればなり
 諸陵式に百舌鳥耳原南陵餘餘雜權宮御宇履中
 天皇在二和泉國大島郡一とあり和泉志に大山陵の南上石津村にありといへり
 反正天皇
 紀には元年冬十月都於河内國丹比一是謂二柴
 籬宮一とあれども皇子にて坐しほごより此
 多治比に住給ひし事多治比水齒別命と申せし
 にて知べし

標注 古事記下卷讀本

して詔給はく。今日は此間に留て被禊して。明日參出て神
 宮を拜むとすと詔給ひき。故其他を遠飛鳥と號き
 故石上神宮に參出て。天皇に。政既平訖て參上りて侍と奏
 しめ給ひき。爾召入て相語給ひき
 天皇於是阿知直を。始めて藏官に任給ひ。亦根地をも給ひ
 き
 亦此御世に。若櫻部臣等に。若櫻部と云名を賜ひ。又比賣陀
 君等に。比賣陀君と謂ふ姓を賜ひき。亦伊波禮部を定給ひ
 き
 天皇の御年。陸拾肆歲。御陵は毛受に在り
 多治比宮
 水齒別命。多治比之柴垣宮に坐まして天下治めしき。此天
 皇。御身の長九尺二寸半。御齒長一寸廣二分。上下等く齊ひ

書紀十二

て既珠を貫けるが如なりき

九尺二寸半。尺をサカといふは此字音を取れるもの。將本より古言の寸をキといふは刻の意なり万葉に玉刻春と伎に刻字を書るも其意にてキダ、キザムなどの本語なり扱二寸半は二寸五分をいふなれば此半はイツキタと訓べし紀孝徳卷に二尺半をフタサカアマリイツキと訓るに效ふべし。○御齒長。長はナガサと訓べし凡て立る物にはタケといひ然あらぬ物にはナガサといふ二分。はフタキダと訓べし紀景行卷に碩田といふ國名見えて此云に於保岐陀とあるは和名抄に豊後國大分郡とある地なり是キタに分字を用ひたり寸分の分の意なるべし。○等齊。は俗云揃ふなり。○紀には生而齒如二骨容姿美麗とのみあり

天皇。丸邇之許若登臣の女都怒郎女を娶て。生ませる御子。

甲斐郎女。次に都夫良郎女柱

又同臣の女弟比賣を娶て。生ませる御子。財王。次に多詞

辨郎女。并て四王ましき

天皇の御年。陸拾歳。御陵は毛受野に在り

遠飛鳥宮

男淺津間若子宿禰命。遠飛鳥宮に坐まして天下治めしき。

此天皇。意富本杼王の妹。忍阪之太中津比賣命に娶まして。

生ませる御子。木梨之輕王。次に長田大郎女。次に境之黒日

子王。次に穴穗命。次に輕大郎女。亦名は衣通郎女御名を衣通王

記傳卅九
書紀十三

財王。紀には皇女とあり此紀には皇子皇女共に只王と記せる例なれば男女の別知がたし紀には御年は記されず
毛受野。諸陵式に百舌鳥耳原北陵、丹比柴籬宮御宇反正天皇在、和泉國大島郡とあり和泉志に在、大山陵北、屬中筋村、今稱、船井原陵と云あり
允恭天皇

遠飛鳥の事は若櫻宮段にいへり
長田大郎女。長田地名なるべし此は履中天皇の御子なるか紛誤りたる傳なり
衣通郎女。此御名ソトホシと訓べし扱此御名を紀に皇后大津比賣の御妹弟姫の亦名とせるは傳の異なるなりいづれ正しからむ

記傳卅九
ノ十一

大長谷命、長谷に住ましむなるべしアノレシヤ御宇せし大宮も即其所なりき
穴穗命。安原天皇なり
大長谷命。雄略天皇なり
一長病。ウチハヘタルヤマヒと訓べし長く久しき病なり
大后。は忍坂之大中津比賣命なり
諸卿等。マヘツキミマヂと訓べし天皇の御前に候ふ公等といふ事なり
八十一艘。は紀に八十艘とありいづれか正しからむ
金波鎮漢紀武。金は姓なり新羅王の姓金なれば其族なるべし波鎮は彼國の爵なり漢紀は彼國の王族の號なり
治差。差の字は義を以て添たるなり
帝皇。紀仁德卷に御宇帝皇又帝皇之子などあり古かくも書奉りしなりスメラガと訓べし之をかさいふは不敬きかとおもふは後世の心なり
名々。名は本其人の行狀容貌、由縁を贊稱てつけたる物にて名を呼ぶは尊みなり
玖珂雲の名義は水野秋彦のし明解あり如圖社話卷十四に見ゆ
扱古は氏々の職業各定りて世々相繼て仕奉つ

と負せる所由は其身の光、次に八瓜之白日子王。次に大長

谷命。次に橘大郎女。次に酒見郎女柱

凡てこの天皇の御子等九柱男五 女四

此九王の中に穴穗命ハ。天下治めしき。次に大長谷命も。天

下治めしき

天皇初め天津日繼所知めさむと爲し時に。辭まして。我ハ

一長病しあれば。日繼得知さむと詔給ひき。然共大后を始

めて。諸卿等堅奏し給へるに因てぞ。天下治めしける

此時新良國王。御調八十一艘貢進き

爾御調の大使。名は金波鎮漢紀武とぞ云ける。此人藥方を

深知れりき。故帝皇之御病を治差まつりき

於是天皇。天下の氏々名々人等の氏姓の忤過ることを愁

ひまして。味白禱之言八十禍津日前に。玖珂雲を居て。天下

の八十友緒の氏姓を定賜ひき

れば其職即其家の名なる故に即其職業をさしても名と云り扱其は其家に世々に傳る故に其名即又姓の如しされば名と云いふは職にて即氏々といふに同ト

氏姓。はウツ、カバネと訓べしウツといふ物は常に人の心得たるが如しカバネといふはウツを尊みたる號にして即ウツをいふなり源平藤原の類は氏なるをそれをもカバネ共いふなり又朝臣宿禰など氏の下に着ていふ物をもいへり猶記傳三十九四葉に詳なり ○竹過は凡て氏姓は朝廷より賜ふものにして聊も私にする事能はず古は是をいさ重くして嚴なりしを自から給ひても竹ひ又爲る者もありしなり ○言八十福津日前。は尋常の地の名さは聞えず此度の探湯の事に依て殊に付たる名なるべしされば即味白橋前の事なり ○玖阿賀。タカは紀に盟神探湯此云三區阿賀とある如く熱湯中に手を漬探りて神に誓ふ事をするをいふ是も記傳に詳なり ○定賜。は眞露を糺し定め給ふなり ○刑部は忍阪部なり ○田井中比賣は紀には弟姫とありて衣通姫と申す、此御事なりとして七年より十一年迄の紀に記せるが如く天皇の深く寵幸給ひて御名代をも定め給ひしなり

天皇御年。漆拾捌歳。御陵は河内の惠賀長枝に在り

御年。紀には時年若干とあり、一本には年八十一とも六十八ともあり

記傳卅九ノ廿一

天皇崩まして後、木梨之輕太子。日繼所知に定まれるを。未位に即給はざりし間に。その伊呂妹輕大郎女に紆けて歌日給はく

あしびきの
やまだかみ
山田高

あしびきの
やまだをつくり
山田高

したびをわしせ
下巻 令走

高くて水の掛り難き故に地の下より樋を通し
て水を通はすなり扱此迄の四句は次の句をい
はんさての序なり
シタドヒニ。は彼下樋の水の地中を行如く下
に忍びて娶聘するなり
ワガトフイモチ。は吾聘妻をなりチはヨとい
はむが如し次なるも同ト ○シタナキニ。は忍びて泣をいふ ○コフコソハ。は今日こそはなりケフは此日といふ意なればコフともいふべき事今夜今年などのコに準へても知べし ○ヤスタマダフレ。は下懸下泣に苦みつるが休まれるをいふなり ○志良宜歌。は後舉歌を切めたる名なり次なる夷振之上歌の所と考合すべし
サハバニ。ウツヤアラレノ。此二句は次句の序なり

したどひに
下 聴
したなきに
下 泣
こふこそは
今日社

わがとふいもを
吾 聴 妹
わがななくつまを
吾 泣 妻
やすくはだふれ
休 肌 潤

タシクニ。朝倉宮段大御歌にもタシニハハ
チズと見え猶隨てふ言は万葉十二に隨 使
乎無跡、又出雲風土記に丁寧所遺國在云々
あり
ヒトハカウトモ。人とは百官人などいふハ
カウトモはハカラユのヲを省けるにて例は齊
明紀の大御歌にイユシトナ繫ク川邊ノ云々イ
ニは被射といふ言なりこれらにて語の格をえ
るべし
ウルハシト。は愛き妹といふ意なり
サチサチテハ。はサは例の眞の意にて凡て佐
殿といふは男女熱く戀る事なり

此ハ志良宜歌なり。又歌曰

さくほに
小竹葉
たしだしに
人 隨
ひとばかゆども、
眞 眞
さねしさねては
眞 眞
みだれはみだれ
眞 眞

うつやあられの
打 眞
あねてむのちは
率 眞
うるはしと
愛
かりごもの
眞 眞
さねしさねては
眞 眞

此は夷振の上歌也

標注 古事記下巻讀本

記傳卅九
ノ卅

や心は亂れは亂れよと詔へるなり。○或は接は上巻に見ゆ上歌は紀にオキツトリ云マアカダマノ云々凡此附答二首續曰「舉歌」見え、神樂探物歌に「諸事」云あり上に後舉といふあり下に片下といふあり皆其歌ひさま音振によりての名なり

昔は。同母妹に奸給へる故なり抑古は同母兄弟をハラカラといひて殊に親しく異母兄弟は疎くしてハラカラとせず故異母兄弟相違事は常なりき同母兄弟新くる事は上代より重く忌たり
内字は前を誤るならん
今時の矢。は尋常の鏑の鏑なるをいふなり
門。はカナトと訓べし
大冰雨。只ヒサメと訓べし

是以百官及天下の人等輕太子に背て。穴穂御子に歸ぬ。爾輕太子畏て大前小前宿禰大臣の家に逃入て。兵器を備作給ひき。爾時所作矢の其箭の内を銅に
穴穂王子も兵器を作給ふ。此王子作らせる矢の即今時於
是穴穂御子軍を興して。大前小前宿禰の家を圍給ふ。爾其門に到ませる時に。大冰雨零りき。故歌曰給く

おほまへ
をまへすくねが
小前宿禰

かなどかけ
かくよりこね
如此備來

あめたちやめむ
雨立止

爾その大前小前宿禰。手を擧膝を打。儂訶那傳歌ひ參來。その歌曰
みやびどの
あゆひのこすゞ
足結小鈴

みやびどのよむ
宮人響動

カクコロコ子。は引率ませる御方の軍士に詔へるなり昔か如く皆此門に進寄て攻よといふ事を折しも雨ふれば雨やどりせんといふによせて詔へるなり
手を擧膝を打。大前宿禰のかくする由は穴穂皇子の圍み給ふを防戦ふ意なく驚きたる心なきを示せるは歌又白せる語を合せて心得べし
參來。は穴穂皇子の御許になり
儂訶那傳。は舞ひて手を動かしばたらかすなり

此歌は宮人振なり
おちにきと
さどびどもゆめ
みやびどのよむ
宮人響動

あまだむ
かるのをどめ
輕之媛女

いたなかは
ひとまりぬべし
人知可

はさのやまの
はどの
場之

如此歌ひつゝ參歸て白しけらく。我天皇之御子。伊呂兄王をせめ給ふな。若せめ給はゞ必人咲はむ。僕捕て貢進らむと白しき
爾兵を解て退坐しき。故大前小前宿禰。其輕太子を捕へて。率て參出て貢進りき。其太子捕らえて歌曰給はく

又歌曰
あまだむ
いたなかは
はさのやまの
またなきになけ
下泣泣

足結之小鈴。紀の雄略卷に大臣出立於庭二紫二脚帶二時大臣妻持三紫脚帶一槍突傷領而歌曰云々萬延七に足結者所沾などあり袴をかいて膝のあたり拵にて結固むる紐と聞ゆ古は足結にも鈴を着たりしなり、一首の意は此度太子を滅し給はんはいさ易き事なるに御軍を起し玉ふは足結の小鈴の落失たるに宮人里人の騒ぐか如しゆめく騒ぎ給ふ事なけれ太子をば已易く捕へて奉らんとの意を含めたるなり。○宮人振とは歌の初めの詞を取て名けたるものなり。○語は禁止る言なり万葉三に浪立英語とあり
參歸。はまつろひて參れるなり故に歸の字を書り
天皇之御子。は穴穂皇子をさして申せり
伊呂兄王。は輕太子なり
アマタム。は輕の冠辭なり
イタナカハ。は甚泣者なり万葉三に君樹戀痛毛爲便奈美などある痛くさいふに同ト
ハサノヤマノ。地名なれども不詳
ハトノ。は鳩のにてノに如くの意を添て心得べし
シタナキニナケ。密て下に泣けと詔ふなり

シタニモ。は下々にもなり下泣の下と下ト
くシヌビくさいはん如し
ヨリネトホレ。ヨリは物の陰などに倚隠る
るなりネはナエの切りたる言にて身を潜めて
風み行ないふ此御句の意は道にても人に忍びて物のかけなどにより身を潜めて行過ぎよ甚く悲み泣きまを人に知らるなと詔へるにて上の御歌と同
意なり

伊余の湯。伊豫國温泉郡なり

流。はハナチマツリキ、と訓むべし濱松申納
言物語に公に罪せられ賜ひて筑紫へハナタ
レおはせしに云々なごあるは流罪をいへる古
言の残れるなるべし

流たえ。のえはれの意なり
タガナトハサネ。はトへを延てトハセといひ
又延てトハサネさはいふなり名を問へとは昔
上をさへといふ事なり人の安否を問ふには某
はいかに名をいひて問へばなり
天田振。は上なる二首の初言を取てアマタ
振といふなり

オホキミサ。大君をにて御自詔へるなり
シマニハフアラ。シマは四國の伊豫をいふハ
アラハ、は放寛道る意なり
フナアマリ。船餘りにて運來むの枕辭なり
イカヘリコムソ。回將來ぞにて伊は發語なり

あまたむ
かるとめ
よりねてとほれ
かるをどめ
あまたむ
かるとめ
よりねてとほれ
かるをどめ

故其輕太子をば。伊余の湯に流まつりき。亦流たえ給はん
とせし時に。歌曰給はく

あまどよ
たつがねの
わがなとばさね
おほきみを
ふなあまり
わがたゝみゆめ

どりもつかひぞ
きこえむときは
いかにこむぞ
ことこそ

此三歌は天田振なり又歌曰給はく

たぐみといはれ。
わかつまはゆめ
此歌は夷振之片下なり

扱此は島には留らずして回りに來むといふ意に
て大耶女の御心を慰めんためにかくけ詔へる
なり
アカタミユメ。吾妻とは常に座もし寝し
る床の席をいふなり古は旅行せし人の席を大切にせし趣古き歌共に多く見えたり此御句も吾妻をゆめく過ちし給ふなご詔へるなり此迄五句に
て一首の歌なるを次三句は其餘の意を片歌以ていひ足し給へるなり ○コトナソソ。は言をこそなり此間高津宮段の大御歌に見ゆ考合すべし
タミトイハメ。口でこそたまみといはれなり ○ヨガツマハユメ。は吾妻はゆめなり大耶女をさして詔へり三句の總ての意は口にこそ世の人の
いふならひの如く疊さはいへ實は疊のみには非ず吾妻よゆめく過なく平安くて吾妻を待給へと詔へるなり 此御歌は書紀には二十四年夏六月
云々太子是爲二諸君二不得レ罪則流三輕大耶女於伊豫。是時太子歌之曰、とて載せられたり傳への異なるなり

夏草。は冠辭なり
アヒ子ノハマ。伊豫國にある地名なるべし
カキガヒニ。は綱の身を取りたる殻をいふな
るべし

アカシテトホレ。とは彼足を傷ふべき綱殻を
よく掃ひ退けて道を明けて行去給へといふな
り万葉十一に 櫻麻乃草原之下草 露有者。令明而射去母者雖知この令明而も同意なり
不堪憂。オモヒカ子、と訓べし万葉十一に
山科強田山 馬 雖在 吾來汝念
不得なご猶多くあり
追往。往はイマスと訓べし万葉三に好爲而伊
麻世荒 其路とあり然るに此イマスをイキマ
スイニマスの略と心得るは非なり

其衣通王歌を獻る其歌曰

なつくさの
あかしてとほれ
あひねのはまの
あしふますな

故後に亦戀慕不堪て。追往ます時に 歌曰

きみがゆき
やまたづの
けながくなりね
むかへをゆかむ

キミガユキ。君は太子を指せり行は林言にし
て旅行の事なり万葉三に言行者久者イ有な
ごあり

クナガクナリヌ。は月日長くなりぬなりクは來經の切まりたる言來經は年月日の經行事なり ○ヤマトツノ。は山鉾なるべくムカへの冠辭なり
和名ヲチノと見えたり鉾は及な吾方へ向へて用ふ物なればなり ○ムカヘチユカム。は迎に行といふに同トナは助辭なり ○マツニハママツ。と
は待に不帰なり上にオモヒカチアあると合せておもふに信に其意なるべし
註に是今造木者也。は造字は建を誤れるものなるべし建木は信字にて即立削鑿などある名なり

故追到之時に待懷て歌曰

こもりくの	はつせのやまの
おほをに	はたはりたて
ささくには	はたはりたて
おほをに	ながさだめる
おもひづまあはれ	つくゆみの
こやるこやりも	あづさゆみ
たてりたてりも	のちもどりみる
おもひづまあはれ	

待懷。は衣通王を太子の待おもほせるなり
コモリクノ。は長谷の冠辭なり
オホチニハ。大峽にはなり
オホチニシ。のシは助辭なり
オホサタメル。此句詳ならざるが故に上なる
事も何由とも知たし
オモヒツマアハレ。此迄一首にて次は別歌と
聞えたるをばやくよりつとけて一ツ歌として
傳へたるなるべし
ツクユミノ。榎木の弓なり
コヤルコヤリモ。伏をコヤルといふは古言な
り
オホサタメル。此コヤル、オホサタメルは弓を
久しく伏置立置たるに相見ぬ程をたさへたる
なり榎弓と梓弓二ツをいひ又伏と立と二ツに
云るは古の歌の文にて意は只弓を取らで置く
よしのみなり
オホサタメル。は被置たる弓を又手に取見るにて別居給へりしも後今又相見給ふ誓へなり

まつにはまたじ

此に山多豆と云
者是今造木者也

又歌曰

かみつせに	いふひをうち
しもつせに	あがもふいも
いふひには	あがもふつま
あがもふいも	いはこそそに
あがもふいも	くにをもしぬほめ

如此歌ひて。即共に自死給ひま。故此二歌ハ讀歌なり

アイト。イハハコソニ。はアイト云者こそな
リコソの下に二を添へていへる事高津宮段に
あり採此二句は只あらばこそといふ意にて云
といふ言は添たる辭なり
一首の意は鏡の如く眞玉の如く香愛思ふ妹か
儀に在らばこそ國にも歸るべけれ家をも慰ふ
べけれ今かく妹が此に來まじつれば家も國も慰し
るは今俗に心中といふ事の始とやいはまし ○讀歌は聲を文として歌はすして眞體に讀する如く名なるべし

穴穂宮
天孫

安閑天皇
穴穗宮。此宮の御趾帝王編年紀に山邊郡石上
左大臣家西南古川南地是也とあり大和志に山
邊郡田村に在さいへり

大日下王。は仁德天皇の御子なり
汝命の妹。古に某之妹と云は其同母妹なり
四たび拜。私記に謂は爲三手加無言三手禮加
加無一也といへり今世チガムといふは只字を
合す事とおもふは佛法の拜より云る御事なり
長瀬眞幸の説傳に詳なり
言以白事。只言にてかく白すばかりにてはの
意

禮物。ヤシロと訓べしヤハヤハヤハ申す
事シロは其事る物實なり上卷大山津見神の御
女を遣々奉命に奉給ふ所に令持二百取机代之
物一奉出とある是なり
押木玉機。押木詳ならず

機。は髪飾にて玉にて紐たるものなるべし
扱此押木玉機のいさめでたくうるはしき物な
りし事紀雄略卷十四年の所に見えたり
機。紀原神卷に謂は言于天皇とあり
已妹や。のやは歎息の辭

等族。といふは若日下王と大長谷王とは姨甥
にまして共に天皇の御子なれば同品の御族
に坐す由なり下席に爲るるとは大長谷王の妃に
なります事云るなり婦をば夫の下にししく故

穴穗御子。石上之穴穗宮に坐まして。天下治めしき。天皇伊
呂弟大長谷王子の爲に。坂本臣等之祖。根臣を。大日下王の
許に遣して。詔しめ給へらくば。汝命の妹若日下王を大長
谷王子に婚せむとす。故貢べしと詔しめ給ひき

爾大日下王。四たひ拜て白給く。若如此大命も有むかと疑
る故に外にも出さずて置つ。是恐し。大命の隨奉進むと白
給ひき。然共言以白事は無禮と思はして。即其妹の禮物と
して。押木之玉機を持しめて貢獻き

根臣即其禮物之玉機を盜取て。大日下王を讒まつりけら
く。大日下王ハ。勅命を受給はらずして。已妹や。等族の下
席に爲むといひて。横刀の手上取しはりて。怒ましつと日
しき

故天皇太怒まして。大日下王を殺して。其王の嫡妻長田大
郎女を取持來て。皇后と爲給ひき

下に敷れんといふ意なり只怒りて嘲りたる戲言のよしなり ○取しはりて。は紀原神武卷に據此云三都盧香能多加彌原利辭靈殿とあり天武卷に
按叙をもかく訓めり ○根臣か此惡事願て殺されたる事紀雄略卷十四年に委しく見えたり ○長田大郎女は履中天皇の御女なり

神牀。は神の御命を祈請て。齋りて坐す所な
れば后と豐御饗ませるはいかゞされど諸木皆
神とあり
機。はミチマシキと訓べし

先子。は先に大日下王に。婚て生ませる御子
なり
目弱王。紀に初中帝姫命生二眉輪王於大草香
皇子二乃依レ母以得レ免レ罪常養二宮中とあり

還。は報い復すなり
邪心。上に出つ抑目弱王の御父の仇を報い給
ふは邪心にも非れども天皇の御爲には邪心な
り

傍大刀。古天皇も御大刀を恒に大御身に副ま
せるを知るべし
都夫良意富美。紀に國大臣とあり公卿補任に
葛城國使主武内宿禰曾孫葛城縣津彦孫玉田宿
禰子也とあり大臣とあるは彼大前小前をも大
臣と書るも同例の混ひなり

自此以後。天皇神牀に坐まして。晝寢ましき。爾其后と語日
て。汝所思ありやと詔給ひければ。天皇の被澤の教ければ。
何所思か有むと答白給ひき

於是其大后の先子目弱王。是年七歳になり給へり。是王當
于其時その殿下に遊ませりき。爾天皇其少王の殿下に遊
ませることを知めさずて大后に詔言く。吾恒に所思あり。

何者汝の子目弱王。成人之時。吾其父王を殺し事を知らば。
還して邪心有むかと詔給ひき
於是其殿下に遊ませる目弱王。此言を聞取りて。便天皇の
御寢ませるを竊伺て。其傍なる大刀を取て。其天皇の頸を
打斬まつりて。都夫良意富美が家に逃入ましき

天皇御年伍拾陸歳。御陵は菅原の伏見國に在り

御年。紀には見えず。○伏見岡。諸殿式に菅原伏見四段石上穴穂宮御宇安康天皇在二大和國添下郡云々あり大和志に在二寶來家色二あり
童男。ナクナニ調べし書紀に童男此云ニ鳥具
奈とありナは髪に因れる稱にてウナ井のウ
ナと通ひて聞ゆ尙中巻後男具那命の下に詳
なり

意緩。オホロカと訓べし紀仁德卷の大御歌に
見えたり万葉にホニとあるも同ト言なり
おろそか。おほさりなどいふも同意なり
意。オホロカと訓べし上に意緩の心とあると
同言なるを字を尋きて書たるなり次に緩との
みあるも然なり
幹。中巻後建命段に見ゆ

隨立。マチナカラと訓べし

その内。都夫良意美の家の内なり
相言。アヒイヘルと訓べし此王是より先に此
ツアラオミの女を聘ひ給へるなり
若。さいへる言今世の心には穩ならず聞ゆれ
ども古語にはかゝる所にもいへり
詔命。此王は後に天皇になりませれば後に
くも申傳べき事なり
參出。は大長谷王の御前になり
問賜。は聘ひし給へるなり
詞良比賣。朝倉宮段に又娶ニ都夫良意富美之
女韓比賣云々あり
侍。サモラハムと訓べし大前に侍候はんとい
ふ意にて即進らむといふとなり
苑人。は御苑に役はるる民なり
正身。俗に其本人といふ事にてカウヒメをい
ふなり
王子。記中王と書るも王子と書るも同トき例
なり
死。イノチシヌトモと訓べし紀雄略卷の歌に
イノチシナマシと見え万葉にも見ゆ
隨家。隨字賤の誤りかヤツコノ家と懸居翁は
訓れたり
手悉傷。懸居翁のナマアオヒメと訓れたるに
従べし

爾大長谷王子。當時童男にましける。即此事を聞して慄
忿怒まして。乃其兄黒日子王の許に到して。人天皇を取
つれり。那何に爲ましと日給ひき。然に其黒日子王。打も驚
かずて意緩なる心ませり
於是大長谷王其兄を罵りて。一には天皇にまし。一には兄
弟にますを。何も恃心なく。其兄を殺まつれる事を聞つ。驚
きもせずて意におもほせると言て。即其衿を握て控出
て。刀を抜て打殺し給ひき
亦其兄白日子王に到して。前の如状告白し給ふに。緩なる
亦黒日子王の如くなれば。即其衿を握て。引率來て。小治田
に到て。穴を掘て。隨立に埋しかば。腰を埋む時に至りて。兩
目走抜てぞ死給ひき
亦軍を興して。都夫良意美の家を圍給ひき。爾軍を興して。

待戰ひて射出る矢。葦の散來が如くなりき
於是大長谷王。矛を御杖に爲して。その内を臨まして詔給
はく。我相言へる嬢子ハ若此家に有乎と詔給ひき
爾都夫良意美。此詔命を聞て。自參出て。所佩兵を解て。八度
拜て。白者。先日問賜へる女子詞良比賣ハ侍はむ。亦五處の
屯宅を副て獻らむ 所謂五村屯宅者今
萬城之五村苑人也
然に其正身參向さる所以は。往古より今に至まで。臣連の
王宮に隱る事は聞けど。王子の臣の家に隱ませることば
いまだ聞ず。是以て思ふに。賤奴意富美ハ。力を竭て戦ふと
雖ども。更可勝まつらじ。然ども己を恃て隨家に入坐る王
子ハ。死とも棄まつらじ。如此白して。亦其兵を取て。還入て
戦ひき
爾力窮矢も盡ぬれば。其王子に白けらく。僕ハ手悉傷。矢亦
盡ぬ。今は得戦はじ如何せむと白ければ。其王子。然者更に

佐佐紀山君。姓氏録に佐佐貴山君阿倍朝臣
 祖と見えたり
 韓借。いかなる由の名か詳ならず
 白。は大長谷王に白すなり
 久多。綿。蚊屋野。地名未詳
 萩。ス。キ。と訓べしされども紀には弱木林と
 あり猪鹿の立る足を譬へんに萩より弱木の方
 似つはしく聞ゆ
 明且。上に出づ
 時。此時はトニと訓べし紀續體卷歌にウマイ
 子シトニ万葉に夜之不深刀爾などありトは時
 の略に非ず夜のふけぬ内への意なり
 以平心。ナニノミコ。ロモナクと訓べし
 早白べし。大長谷王に申すなり
 曠庭。は御獵場なり
 ウタテ物云王子。とは忍齒王を指て申なりウ
 タテの事は上卷に其惡態不止而轉、さある所
 にいへり物云といふこと古言なり按此忍齒王
 の詔へる御言さしも皆むべきふしも聞えざる
 にかく申せるは如何なる事か
 倏忽之間、マチマチと訓べし
 馬より。は歩より行なといふよりにて馬にて
 行給ふを云ふ

可爲なし。今は吾を殺よと答詔給ひき。故刀以て其王子を
 刺殺まつりて。乃已頸を切て死にき
 自茲以後。淡海之佐佐紀山君之祖。名は韓借白さく。淡海之
 久多綿之蚊屋野に。猪鹿多在。其立る足ハ萩原の如く。指攀
 たる角ハ。枯樹の如しと白しき。此時市邊之忍齒王を相率
 て。淡海に幸行して。其野に到者。各異に假宮を作りて。宿
 ましき
 爾明且。未日も出ぬ時に。忍齒王以平心。御馬に乗し隨。大
 長谷王假宮の傍に到立して。其大長谷王子の御伴人に詔
 給はく。未寤坐ぬにこそ。早白べし。夜は既曙訖。獵庭に幸べ
 しと詔給ひて。乃馬を進めて出行ぬ
 爾其大長谷王の御所に侍人等。宇多天物云王子なれば。應
 慎。御身亦堅給ふべしと白しき。即衣中に甲を服まし。弓矢
 を取佩して。馬に乗して出行まして。倏忽之間馬より往雙

櫛。玉篇に櫛櫛也養馬語といへり
 意富那王。袁那王。紀には億計算弘計算とあ
 り御名義大箭小箭
 此亂を聞。は近江國にての亂を大儀にして聞
 給へるなり
 苜羽井。は山城國綾羅郡井井なり
 而諒老人。はメサケルオキナと訓べし書紀履
 中卷に阿魯連濱子云々垂二大恩二而免死科墨
 即目擊とあり按此老人が事又顯宗天皇の段に
 出たり
 玖須婆河。中卷水垣宮段に見ゆ
 志自牟。は紀に縮見屯倉首忍海部造
 細目とありて地名なるを名の如くにも傳はり
 しならん其地は紀には播磨國赤石郡と見ゆ倭
 名抄地名に美藝郡志深(之々美)とある地なる
 べし
 雄略天皇
 若建。と申す大御名は此に初めて出たり
 長谷。和名抄に大和國城上郡長谷郡郷とあ
 り
 朝倉宮。紀に天皇命三有司二設壇於泊瀨朝倉
 即三天皇位二遂定レ宮焉とあり
 白髮命。紀清寧卷に天皇。生而白髮云々
 見ゆ
 長谷部舍人。は天皇の大御名代なり

して。矢を抜て其忍齒王を射落して。乃亦其身を切て。馬櫛
 に入て。土と等しく埋き
 於是市邊王の王子等。意富那王。袁那王。此亂を聞して。逃
 去ましき。故山代の苜羽井に到まして。御糧食之時に。面黥
 老人來て。其糧を奪き。爾其二王。糧は惜まぬを。汝ハ誰人
 ぞと言給へば。我ハ山代之猪甘也と答日しき。故玖須婆の
 河を逃渡て。針間國に至まし。其國人名は志自牟が家に入
 るして。身を隠して。馬甘牛甘に役ばえ坐しける
 朝倉宮
 大長谷若健命。長谷朝倉宮に坐まして。天下治めしき。この
 天皇。大日下王の妹若日下部王に娶ましき。無
 又都夫良意富美が女。韓比賣を娶して。生ませる御子。白髮
 命。次に妹若帶比賣命。柱
 故白髮太子の御名代と爲て。白髮部を定給ひ。又長谷部舍

河瀬舍人。紀に近江國栗太郡言白鶴鷺居ニ于谷上濱一因詔置三河瀬舍人一とあり此は世に希見き事なり

吳人。此御代の頃は支那南北朝のほかにて吳とはいはざれども韓國などにては昔より云來れるまゝに北朝を漢と云ひ南朝を吳といひならへるなり此使の事など載成假言に詳なり

日下之直越道。は今世にくらがり峠といふ是なり此道近き故に直越といふなり

河内に幸行。は若日下部王の坐す日下に天皇の幸行すなり

堅魚。は屋上なる堅魚木なり扱此物は天皇の御殿神の社のみにして臣又民の家には置事かなはざりしか其造さまの天皇の御殿に似たるを皆め給ひしか不詳

志濃之大縣主。姓氏録に河内國皇列志紀縣主多朝臣同祖神八井耳命之後也また志紀首志紀縣主同祖云々ある是なり

一 記傳四十

奴乎。奴とは王に對へて臣下をいふ乎はヨといふが如し
似天皇之御舍。天皇はオホキミと訓べし此は諸王までにわたるか似はニセテと訓べきが如くなれども猶ニテと訓べし
稽首白。ノミマササクト訓べし上卷に詳なり
奴にあれば。奴なればなり

人を定給ひ。又河瀬舍人を定給ひき
此時に吳人參渡來つ。其吳人を吳原に置給ひき。故其地を吳原とば謂なり

○吳原。大和國高市郡なり今世に栗原村と云村あり是なり

初大后日下に坐ける時。日下の直越道より河内に幸行き。爾山上に登まして。國內を望給へば。堅魚を上げて舍屋を作れる家あり

天皇其家を問しめ給はく。其堅魚を上げて作れる舍ハ。誰家ぞと問しめ給ひしかば。志幾之大縣主が家なりと答白しき

爾天皇詔給へるは。奴乎。己家を。天皇の御舍に似て造れりと詔給ひて。即人を遣して。其家を焼しめ給ふ時に。其大縣主懼畏みて。稽首白さく。奴にあれば。隨奴覺らずて。過作れり甚畏と白しき。故能美の御幣物を獻つる。白犬に布を繫

て。鈴を著て。己が族名は腰佩と謂人に。犬繩を取しめて獻上き

故其火著ることを止しめ給ひき。即其若日下部王の許に幸行て。其犬を賜入て詔しめ給はく。此物ハ。今日道に得つる奇物なり。故都麻杼比の物と云て賜入れき

○都麻杼比の物。傳すさて贈るものなり今世の結納の如し

於是若日下部王。天皇に奏しめ給はく。日に背て幸行之事。甚恐し。故己直に參上て仕奉らむと奏しめ給ひき。是以宮に還上坐す時に。其山の坂上行立して歌曰給はく

くさかべの
日下部
たぐみごも
冠
こちごちの
此方此方
たちさかゆる
立榮
もどには
本者

こちのやまど
此方山與
へぐりのやまの
平群
やまのかひに
山
はびろくまがし
葉廣熊白樺
いくみだけおひ
入組竹生

隨奴。ヤツコナガラと訓べし奴なるまゝに云意なり
能美之御幣物。ノミは稽首のノミにしてヤシリは禮物なり俗に御禮の印といふが如し
白犬に布を繫。此犬は尋常なるには非ず殊に勝れたる犬にて衣を着たる如くに布を纏ひたるなるべし
賜ひ入て。此入字は女王の御許に賜へるなれば少し辱みたる意の如し
奇物。はメヅラシキモノと訓べし紀神功卷に皇后曰希見物也、希見此云三梅豆羅志とあり
日に背。は東なる後より西なる河内へ幸行すは東より出る日を背後にし給ふ由なり
宮に還上坐す。此宮は後の大宮なり此天皇の宮に還上坐す。此女王に通ひます事は初めにそ有けんを右の恐みに因て御合まますて歸りませるなり
其山。は日下山。坂上は彼直越道なり

コチコチノ。は彼方此方なるをかくいへるは此方より彼方といふ所は彼方にては又此方なれば此方の此方彼方の此方なり万葉二に槻木之コチコチノ枝之なごあり
イクミダケ。は葉の茂く彼此相入交り合へる

記傳四十六
一ノ廿六

よしなるべし俗言に入組むといふも同言なり竹の名には非ず
 タシミダケ。は立繁竹なり立は生立るさまをいふ立繁るの立も同トこも又竹の名にはあらす
 イクミハ子ズ、のイクミは夫婦一ツに交はり寝るをいふなり
 タシニハ井子ズ。のタシは遠飛鳥宮段太子御歌にタシダシニ、井ネテンノチハ、とある所にいへり
 オモヒツマ。アハレ。も上に同ト
 返し使。の使は女王より天皇の御許へ奉遣せる使なり
 美和河。は初瀬川の流なり
 己が名云々。上卷中巻ともある時の御答には某之女と申せり此は父の名の洩たるなるべし
 今喚てむ。此時直に娶すしてかく詔へるはいまだ童女なるが故なり
 仰待。は万葉の歌に高々に待と多くあるも仰ぐ意此次に望と書るも其意なり
 多年。コトダクノトシと訓べし大祓詞にコトダクノ罪と見え猶万葉の類に多し
 所恃なし。は喚さるべき恃のなきなり

するべには
 未方者
 いくみだけ
 たしみだけ
 のちもくみねむ
 あはれ
 何恰
 即此歌を持しめて返し使はしき
 亦一時。天皇遊行つゝ。美和河に到ませる時に。河邊に衣洗ふ童女あり。其容姿甚麗き。天皇其童女に汝ハ誰子ぞと問ければ。己が名は引田部の赤猪子と謂と答白き
 爾詔しめ給へらくは。汝嫁夫ずてあれ。今喚てむと詔しめ給ひて。宮に還坐き。故其赤猪子。天皇の命を仰待て。既に八十歳を経たりき
 於是赤猪子以爲けるは。命を望ぎ待つる間に。己に多年を経。姿體瘦萎てあれば。更に所恃なし。然ども待つる情を

たしみだけおひ
 立繁竹生
 いくみはねず
 入籠不寝宿
 たしにはるねず
 そのおもひづも
 其思妻

記傳四十七
一ノ廿七

他。中卷明宮段に見ゆ
 不忍。エアラシと訓べしタヘジなど訓むは漢籍訓に近く古言ともおほえす
 誰ヤシ。のヤシは助辭なり
 耳。コソと訓べしトシテコソといふはトテコソといふに同ト
 守志。ミササと訓べし
 盛年。ミノサカキと訓べし次なる大御歌の所に云ふべし
 愛悲。イトホシと訓べし俗言にいさしいといふも即此言なり
 憚。は御歌にユトシキカモとよみ給へる意なり
 御室之。は凡て神の社をいふ
 イツカシガモト。のイツは思清めて喜く意モトは只其木の事なり
 カシガモト。は即上なる巖白樺を重て詔へるなり
 ユトシキカモ。は忌々しき哉なり上三句は此御句の序なり神の社の樹を恐み思憚る由のつ

顯し白さずては。悞て不忍とおもひて。百取の机代物を持しめて。参出て貢獻き
 然に天皇先に所命之事をば既忘らして。其赤猪子に問けらく。汝ハ誰老女ぞ。何由以参來つると問ければ。爾赤猪子答白けらく。其年の其月に。天皇の命を被て。大命を仰待て。今日至に。八十歳を経にたり今は容姿既に耆て。更に所恃なし。然はあれども己が志を顯し白さむとして耳。参出つれど答しき
 於是天皇大驚まして。吾は既先事を忘たり。然に汝。守志に命を待て。徒に盛年を過しく事。是甚愛悲と詔給ひて。心裏婚を欲しく思はせども其極老ぬるに憚給ひて。得婚ずて御歌を賜ひき。其歌曰

みもろの
 御室
 かしがもと
 白樺之本
 いつかしがもと
 巖白樺之本
 ゆくしきかも
 忌々
 哉

いけなり万葉四に味酒乎三輪之祝我忌杉手
胸之御歎君二過難なごありこれら神の樹を
ば恐み憚るよしなり此御歌の意は上に其極く
老ぬるに憚かりてさある意にて甚しく老たる
さまの憚られて婚に忍ざるよしなり

カシハラナトメ。白橋原は上の嚴白橋の生た
る所をいふて御句の意は甚く老たる容貌の忌
々しく憚らるゝ事嚴白橋の如き姫女よご詔ふ
なり扱老姫を少女としも詔へるは婚まほしく
所念看に就ての御歌ふればなり

引田の若栗栖原の二句は次のワカクへを詔はむための序なり此老姫の郷の引田に栗林のあるに因て詔へるなるべし ○ワカクへニ。は若かりし間
にさいふ意と問ゆ万葉十六にワカ草の身の若カへにサネシ見等ハモとあり

丹指。は赤土黄土を以て摺たる衣なり万葉に
黄土をも赤土をもハニとよめり扱色好き土を
もて衣を摺る事は万葉一に岸之埴布爾仁寶播
散麻思乎なごあり
ミムロニ。の一首の意は御室の御社の用に垣
を築たる城の無用に餘れるをば何の場にか
もせんさいふ意なるを誰さしもしへるは歌の
意の方にていへる詞にて天皇のめさむと契り
置給ひて老極たる身の今は誰にかよらん依る
べき方なしとさり誰をささのみいふは誰がこ
いふも同ト

又歌曰
かしはらをどめ
白橋原 媛 女

ひけたの
引田
わかへに
おいにけるかも
老

わかくるすはら
若栗栖原
あねてましも
物

爾赤猪子が泣涙に。其所服る丹指袖悉濕ぬ。其大御歌に答
まつれる歌曰

みもろに
御室
つきあまし
かみのみやびと
神宮人

つくやたまがき
築玉垣
たにかもよらむ
誰將依

又歌曰
くさかえの
日下江
いりえのはちす
入江

はなはちす
花蓮
ともしきろかも
哉

みのさかりびと
身盛人

証傳四十
一ノ四十

トモシキロカモ。のロは助辭なりロカモの例
中卷明宮段の大御歌にいへり扱此之きは美き
意なり万葉に此言多かる中に一に朝毛吉木人
トモシキロカモ。行來跡見良爾。樹人友師母なごあり一首の意は後の大御歌に答へて吾今かく年老さらましければ給れまし物をさ若く盛なる人をうらや
めるなり
縁多に給。は若櫻宮段にもかくあり
志都歌。上に出づ

吉野宮。紀隱神卷に十九年冬十月幸吉野宮
とある是史に見えたる始めなり

大御吳床。中卷明宮段に見ゆ

アケラサノ。は吳床にますといはんが如し
神之御手以。神とは御自詔ふなり凡て天皇は
御自の御上をも尊みて詔ふ事常なり

爾其老女に縁多に給ひて返遣給ひき。故此四歌ハ。志都歌
なり

天皇吉野宮に幸行せる時。吉野川の濱に童女の逢る。其形
姿美麗き。故是童女を婚て。宮に還坐き。後に更に亦吉野に
幸行せる時に。其童女の遇りし所に留まして。其處に大御
吳床を立て。其御吳床に坐まして。御琴を弾して。其嬢子に
憐せしめ給ひき。爾其嬢子好憐るに因て御歌作し給へる
其歌曰

あぐらゐの
吳床座
ひくことに
彈琴

かみのみてもち
神御手以
まひするをみな
誰爲女

トコロモガモ。此トコロは人の常不樂に存命在るなふ此種子の姿と舞とを賞てあかすおもほしめてかくながら常世にいつまでも舞ひてあれかしと願ひ給ふなりモガモは願ふ辭にて万葉に水空往雲龍毛欲成などの類猶多し

阿岐豆野。吉野の内にあり。阿。は蛇なり和名抄に蛇醫人飛虫也とあり。腕。和名抄にタムキーに云ワテ見御歌によりはタコムラも訓べし。蜻蛉。紀神武卷にも見えたり今世にトンバウと云虫なり。飛。トビイニキと訓べし紀には將去とあり。大前。天皇の御前なり。

ヤスミシハカガオホキミ。此言中巻に出づ。天皇は御自ら大君と詔ふなりワガと自ら詔ふはいかゞと聞ゆれど猶然もあることじやシロタへ。は冠辭なり。猪着具。御袖のみにば限らぬ袖としも詔へるは御手の事に因てなり。タコムラニ。腕は足の脚と同一ければ手の脚なり。

どこよにもがも

即阿岐豆野に幸まして。御獵せず時に。天皇御吳床に坐ましけるに。烟御腕を咋けるを。即蜻蛉来て。其烟を咋て。飛いにき。訓蜻蛉云コ、コ。於是作御歌し給へる其歌曰

みえしぬの 阿岐豆 於是一作御歌し給へる其歌曰
 御吉野 阿岐豆
 志ふすと 猪伏
 おほまへに 大前
 やすみし、 安見
 志しゆつと 猪待
 しろたへの 白屈
 たこむらに 手跡
 そのあむを 其此

わがおほきみの 猪大前
 あぐらにいまし 吳床
 そできそなふ 猪着具
 あむかきつき 此指
 あきづばやくひ 蜻蛉

なにかはむど 名將
 やまどのくにを 猪

紀には許能許登ノ四字アリ

記傳四十

カクノコト。より下五句の意は今蜻蛉の云々して此倭國の名を己が名に預り持てかくの如く朕に仕奉りて功を立むとて兼て古より倭國を蜻蛉島といふなりと詔ふなり。

宇多岐。は怒れる聲なるべし俗言にウナルといふに通ひて聞ゆ。はハリノキと訓べし今俗にハムノキといふ物なり。

ヤスミシト。ワガオホキミ。上に見ゆアツパシ。は射給へるをいへり凡アツアと主と樂するをいへど又廣くかゝる事をもいへり。

ハリノキノエダ。紀にはアセサといふ一句あり此記には脱たるなるべし此言必あるべきなり中巻倭國命の御歌に一松阿勢直と見ゆアセサハ吾兄よにて愛み親みて詔へるなり傳廿八の四十葉に詳なり扱此歌紀には五年春二月天皇校二獵于葛城山云々田龍欲斬舍人一人隨刑而作歌曰云々とあり舍人が作るをせる方勝りて聞ゆワカオホキミの云々といふてワカニダノハリシといへる必天皇の御歌と聞えす。

かくのごと 如
 そらみつ 冠辭
 あきつしやどふ 蜻蛉島云

なにかはむど 名將
 やまどのくにを 猪

故其時よりぞ。其野を阿岐豆野と謂ける。又一時天皇葛城の山上に登幸ましき。爾大猪出たりき。即天皇鳴鏑を以て。其猪を射給へる時に。其猪怒りて。宇多岐依來。故天皇其宇多岐を畏みて榛上に登ましき。爾歌曰し給はく

やすみまし あそほし、
 やみまゝの わがにけ
 ありをの 荒岳

わがおほきみの 猪大前
 まゝの うたきかしこみ 宇多岐長
 のほりし 登
 ばりのきのえだ 榛木

愛み親みて詔へるなり傳廿八の四十葉に詳なり扱此歌紀には五年春二月天皇校二獵于葛城山云々田龍欲斬舍人一人隨刑而作歌曰云々とあり舍人が作るをせる方勝りて聞ゆワカオホキミの云々といふてワカニダノハリシといへる必天皇の御歌と聞えす。

記傳四十
二ノ六

百官人等。ツカサノノヒトモモ訓べしかくつきたる四字孝徳紀又諸の祝詞宣命などに多く見ゆ
山の尾。凡て山にナさいへるに二ツあり一には高き所をいひ一には山のすその引延べたる所を云此は其すそをいふなり
既。は盡くさいふ意
齒薄。はミユキノツラを訓べし天武紀に然訓めり
傾。の字寫誤なるべし其字詳ならず頃の誤り天皇の命の如。とは彼方よりも同ト狀に替め奉りしならん
矢刺。は上に見ゆ傳十ノ三十葉
見問。はトハエを訓べしトハレの古言なり
惡事。マカコトを訓べし御門祭の祝詞に惡事、古語麻我許とあり
善事。ヨコトを訓べし
官離。コトサカを訓べし土佐國の風土記に言放さかき紀神代卷に事解之男と書けり扱此御名貢ませる由は凶事にて吉事にても此神の一言にて解放離る意なるべし言は事の借字なり
ワツシ意美は現大身なり紀に此大神の御答に現人神と申給へると同ト現人神とは顯れて人の跡なる神といふ事なり

又一時天皇葛城山に登幸ませる時。百官人等。悉に紅紐着る青摺の衣を給はりて服たりき。彼時に其所向の山の尾より。山上に登る人有。既天皇の齒簿に等しく。亦其装束の狀及人衆も相似て傾す
爾天皇望して問しめ曰く。茲倭國に。吾を除て亦王はなきを。今誰人ぞかくて行と問しめ給ひしかば。即答曰之狀も天皇の命の如くなりき
於是天皇大怒らして。矢刺給ひ。百官人等も悉に矢刺ければ。其人等亦皆矢刺せり。故天皇亦問しめ曰く。然は其名を告さね。爾各名を告て矢弾んと詔給ひき。於是答曰く。吾先見問たれ。吾先名告爲む。吾ハ。雖惡事而一言。雖善事而一言。言離之神。葛城之一言主之大神者也。申給ひき
天皇於是惶畏て白給はく。恐し。我大神。宇都志意美有むとは覺ざりきと白玉ひて。大御刀及弓矢を始めて。百官人等

記傳四十
二ノ十八

記傳四十
二ノ廿一

有字マサムと訓べしアルを尊みて坐さいふなり
手打。は物を得給ふを喜び給ふ態なり
滿山末。滿は降、末は來の誤りといへり
送奉。は一言主大神の天皇をなり
一言主大神。神名帳に大和國葛上郡葛木坐一言主神社とあり是なり大物主神とも事代主神なりとも申す説あれど詳ならず ○彼時に顯ませる。とは現御身の顯れて見え給へるをいふなるべし
丸遊。は姓なり佐都紀臣は名なり
岡邊。チカビと訓べしはへと通音にて同ト言なり万葉に多くよめり
イカクルチカチ。イは發語下のチはヨといはむが如し
イホチモガモのチは二十三十などのチにて一ツ二ツのツと同トイホツなり
スキハメルモノ。すきはぬむものかの意なり
一首の意は此媛女をよく見むさおもへど岡のあなたに隠て見えざるを金鈕を多く得て此岡の土を撥崩しはてむものをまつせば隠れたる媛女の見ゆべきに詔へるなり
百枝槻。槻は今ケヤキといふ木の類なり百枝は枝の多きを云ふ
豊樂。上にいづ

の所服る衣服を脱しめて。拜て獻りき
爾其一言主大神。手打て其捧物を受給ひき。故天皇の還幸時。其大神。滿山末まして。長谷山口に送奉りき。故是一言主之大神ハ。彼時に顯ませるなり
又天皇。丸遊之佐都紀臣が女袁杼比賣を婚ひに春日に幸行せる時。媛女の道に逢へる。即幸行を見て。岡邊に逃隠き。故作御歌し給へる。其御歌曰
おどめの
いかくるをかを
媛女
かなすきも
いはちもがも
金鈕
すきはぬるもの
五百箇
物
欲得

又天皇長谷の百枝槻の下に坐まして。豊樂爲す時に。伊勢國の三重嫫。大御蓋を指擧て獻りき。爾其百枝槻葉落て。大

標注 古事記下巻讀本

三重城。伊勢國三重郡より買し采女なり妹は其姓を呼す其國其郡を以て呼例なり猶。は俗言にヤハリといふ意にて其まゝ献りしなり打伏云々。は其おろそかにして怠れるを惹坐るなり

日向の日代宮。此は景行天皇の大宮の名なるを今此御世にかく歌へるは彼日代宮の楓の木名高く美きために語り傳へたる大木なるを以て今の百枝楓をやがて其にいひなしたるか

ヤホニヨシ。のヨシは助辭なり抑土は敷を以ていふべき物に非ざるを八百といふは御垣を築くには地土を能程に堅めたるを積重ねて築く故なるべし次へ係る冠辭なりイツキノミヤ。イは神語なりキヅキは梓して築くをいふ朝日之といふより此迄は日代宮を費たるなりモイタル。は枝の多く茂り足へるをいふホヅエハ。は秀枝者にて上ツ枝なりアメチオヘリ。はオホヘリと云べきをホへな

御蓋に浮りき。其妹落葉の蓋に浮るを知らずて。猶大御酒獻りけるに。天皇其蓋に浮る葉を看行して。其妹を打伏。刀を其頸に刺充て。斬給はむとする時に。其妹。天皇に白曰く。吾身をな殺給ひそ。白べき事ありと曰して。即歌曰けらく

まきむくの
あさひの
朝日
ゆふひの
夕日
たけのねの
竹根
このねの
木根
やはによし
八百土
まきさく
冠辭
にひなへやに
新菅屋
もくだる
百足
ほづえは
秀枝
あぶまをおへり
ひなをおへり
えのうらばは
おちふらはへ
えのうらばは
みへのこが
みづたまうきに
おちなづさひ
こをろに
あやにかしこし
ひのみこ
日御子

へご切めていへり扱天を覆ふさは天之御座日之御座などいふ如く天の覆ひとなる意なりアツマチオヘリ。鄙さいふに東國も籠れるをかくいへるは只上枝中枝下枝と三ツに分け充ていはん料のみなりオチフアラヘ。は落葉なりフレをフアラヘといふは延て活したる言なりアリギヌ。は冠辭なりミヘノコガ。は妹自らの事なりサ、カセル。さ、げるといふべきをかくいふは立るなたいせる行るをゆかせるといふ類の格なりミヅタマウキ。はみづくしき玉盃なりウキシアラ。神代の初めに國難く浮脂の如くたゞよへる時にさある浮脂の如くなる物をやがて脂としていへるなりオチナヅサヒ。はオチは落なりナヅサヒは浮ぶをいふ此迄三句の意は神代の初め空中に浮し脂の今此玉盃に落浮びてと彼楓の落葉を脱てかくいひなせるなりミナコナロ。は本語に鹽さあるを今は酒なる故に水と易へていへるなるべし扱かくいひて此國土の生ひ出べき始なりといふ意を含めたる言辭なりヨシモ。アヤニカシヨシ。とは今御蓋に落葉

なかつえは
中枝
まづえは
下枝
ほづえの
秀枝
なかつえに
中枝
なかつえの
まもつえに
下枝
まづえの
ありきぬの
鮮衣
さくがせる
指舉有
うきしあふら
浮脂
みなこをろ
水凝
こしも
是
たかひかる
高光
ことのかたりごとも。こをば

故此歌を獻りしかは其罪を赦さえにき

の浮るを知らず其儘獻れる過ちは却てたふさくめでたき事ふりと申すなり
タカヒカル。ヒノミコ。は天皇に對ひ奉りて申す言なり ○コトノカタリコトモ。コナハ。は上巻に出づ ○此歌の解先哲の説多けれどいづれも詳ならず猶考ふべし

大后。は若日下王ふり

爾大后歌はしける其歌曰

やまどの

このたけち

こだかる

いちのつかさ

にひなへやに

おひだてる

はびろ

あひだてる

そがはの

ゆつまつはき

そのはなの

ひろりいまし

たかひかる

てりいす

とよみき

ひのみこに

ことのかたりごとものこをば

たてまつらせ

即天皇歌曰けらく

イチノツカサ。のツカサは万葉に山のつみさ、野のつみさ、岸のつみさ、などよめり最も高き所をいふ
オヒダテル。これより三句高津宮段大后の御歌に出づ
ツガハノ。此より四句も高津宮段の御歌に出づ但彼はシガハナノ、テリイマシ、シガハナノヒロリイマスハとあり傳廿六の十八葉

トヨミキ。タテマツラセ。上に日之御子にさあれば獻れと人に仰せ給ふなり

ウツラトリ。常にはウツラとさのみいふて鳥は云されど記中に和瀬魚万葉に鴨鳥など例多し
ヒレトリカケテ。領巾取掛てなり古は凡て女は此を掛たりとさほしくて紀崇神卷に埴安彦妻阿媛取三條香山土一裏二領巾頭二而云々万葉十三に海部島女等纏有領巾文光蟹など見ゆ上に攝と詔ふ意は鶴の斑文の肩より胸まであるを領巾掛たるさまに喩へ玉へるなり
マナバシラ。は鶴鶴の一名といへり
チユキアヘ。は宮女等のあまた相並び連なりたる状を彼まなばしらの群居る尾さものと多く並べるにたとへ給へるなり
ウズスマリサテ。ウズは群がるにてスマリは紀に御統此云三美須麻屋とあると同言にて會

ケフモカモ。今日歎にて二ツのモは助辭なり ○サカミツタラシ。は榮水飽にて酒を飽まで飲樂ふよしにもあらんラシは推量る辭なり ○ヒノミヤ人。即上の大宮人なり此御歌は後宮にて女方の豊樂ありしを別殿よりおもしろしやりてよみ給へるにて上なる歌共とは異時の御歌なるが混ひ出たるにやあらん ○天語歌。は餘り語歌なるべし三歌皆終にコトノ。カタリコトモ。コナハといふ言の添れるが歌の意の外にて餘れる語なればなり」

此三歌ハ天語歌なり故此豊樂に其三重の姝を譽て祿多に給ひき

も、しきの
うづらどり
まなほしら
にばすゞめ
けふもかも
たかひかる
ことのかたりごとものこをば

おほみやびとは
ひれとりかけて
をゆきあへ
うすぎまりあて
さかみづくらし
ひのみやひと

是豊樂の日亦春日之袁杼比賣が大御酒獻る時に。天皇歌日給へる

ミナソトケ。は冠飾なり
オミノナトメ。臣の嬪女なり此は即賣村比賣
を詔へるなり
ホダイトラスモ。秀櫓取すもなり樽はも酒
を盃に注ぎ入るゝ器なり後世に瓶子鏡子など
を用る如く用ひし器なり後世にタルさいふは
轉れるなり秀さは其形の長高きさいふなるべ
しさいへり或人曰ホダリは祝儀なりさいへり
いかゞトラセはトルを延たる言なり
カタクトラセ。は堅く取れなり此御卷の歌
に云々オホキミニ。カタクツカヘマツラムト云々
上堅く取れカウハのワミ切まれるを過してヤさいへるにや扱此下上は樽の下の方なり其形長高ければ下と上とに手を掛て取持べきなり
ホダイトラスコ。は賣村比賣をさして秀櫓取れる子よと詔ふなり ○一首の意は賣村比賣の大御蓋に盛るべき御酒樽を執持たる容儀の正しく美麗
きを感て賛給ひいよく淨き心を以て仕奉れ勿懈りそと諷め給へるなりと記傳にいへり此御歌縣居翁は結縁とし契沖法師は相撰の事として解かれ
たれどもいづれもあかぬこゝちす猶考べし ○字岐歌。詳ならず縣居翁は蓋歌なりさいへり

みなそいふ
水溜
ほだりどらすも
秀櫓取
かたくとらせ
堅取
やがたくとらせ
剛堅取
此ハ宇岐歌なり
おみのおどめ
ほだりどり
おたがたく
下堅
ほだりどらすこ
秀櫓取子

爾袁村比賣歌を獻れる。其歌曰

やすみ志し わがおほきみの
あさけには いよりだし
朝影 備立
ゆふけには いよりだし
影 下
わきづきが 志たの

いたにもが あせを
此ハ志都歌なり 吾兄
天皇。御年壹佰貳拾肆歳。御陵は河内の多治比の高鷲に在り

甕栗宮

白髪大倭根子命。伊波禮之甕栗宮に坐まして。天下治めし
き。此天皇。皇后ましまさず。御子亦ましまさざりき。故御名
代として。白髪部を定給ひき
故天皇崩まして後。天下治すべき王ましまさず。於是日繼
所知之王を問ふに。市邊忍齒別王の妹。忍海耶女。亦の名は
飯豊王。葛城忍海之高木角刺宮に坐まして

アセチ。は吾兄なり即腦机ないふ倭建命の
御歌に一ツ松吾兄を、さあるが如し
一首の意は天皇の朝夕に倚座す大御腦の下
なる腦机の板にもなりて大御身に親しく仕奉
らまほしとなり
御年。紀には見えず或書に九十三とあり此天
皇の紀年いと不審し記傳に詳なり
高鷲。諸陵式に丹比高鷲原陵泊瀬朝倉宮御宇
雄略天皇在河内國丹比郡とあり河内志に在丹比郡島泉村とあり
清寧天皇
紀には白髮武廣國押稚日本根子天皇とあり
甕栗宮。帝王編年紀に十市郡白香谷是也とい
へり
此天皇は此世の五年正月に崩ましとなり
忍海耶女。は履中天皇の皇女なり天皇崩し、
後凡一年の間此皇女御世を知り給ひしなり
忍海。は和名抄に大和國忍海郡於之乃美とあ
り
高木角刺宮。高木は地名には非ず角刺はいか
なる由か詳ならず ○紀顯宗卷に五年春正月白髮天皇崩、是月皇太子億計王與天皇讓位久而不處由、是天皇姉飯豐皇女於忍海角刺宮、臨朝
乘政自稱忍海飯豐尊云々とあるは傳の異なるなり

室。ミコトモチと訓り御命持にて天皇の人命を承給り往て其國の政を執行よしの名なり紀神功卷に新羅、仁德卷遠江國司などあり新室樂。中卷倭建命段に見ゆ室を新に造りては殊に宴樂せし事と見えたり

其相讓之狀云々。は甚賤き火燒少子の身に負はず人がましきふるまひを笑ふなり
爲詠曰。ナカメゴトシツラクと訓べし聲を長く引ていふ詞なり河海抄に青海波云々但詠は小野堂朝臣、作詠と有、舞の中にうたふことなり詠曰云々とあり
物部之。武勇人を尊みても贊めてもいふなり我夫子之。は人を敬び親みていへるなり
丹畫著。彈正式に凡畫。飭大刀五位以上禮レ之とあり
載赤幡。載は織の誤ならん
幡は借字にて赤服なり帛絹の類織たるものを凡てハタと云扱赤き布帛を細く裁て太刀の緒にしたる由なり
見者五十隱。は上の丹畫著云々の見ゆればなり五十は發語なり
竹矣。上の十句は此竹をいはん爲の序のみなり

り扱竹はかきかり末なびすが如く八絃の琴を調へたるごと天の下を知らしめし治め給ひし押齒王之御末とさうたひ給へるなり
墮轉。は痛く驚きたる状をいふ
左右膝上。此王等此時童には坐されども火燒少子といひ傳へたる稱に就ての文なるべし ○泣悲。いさも長く王のわくまでおちぶれて奴になりてませるを悲むなり ○飯豐王聞歌。は此時此姫尊賢く天の下の政を聞めして坐ますはごなればなり紀に五年春正月白髮天皇崩云々冬十一月飯豐尊崩とあり ○宮。は角刺宮をいふ ○上らしめ給ふは二柱の王をなり

志毘臣。は眞鳥大臣の男なり

歌垣。紀に歌場此云字多我岐とあり万葉九に登魂波讀一爲二禮哥會二日作哥の驚住、筑波乃山之、雲羽服津乃、其津乃上爾、幸而、未通女壯天之往集、加賀布屋歌、他妻爾、吾毛交幸、吾妻爾、他毛言問、此山乎、牛掃神之、從來、不禁行事叙今日耳者、目申毛勿見、事毛皆莫、嬉歌者東俗語曰賀我比と見え歌垣の狀此長歌の如し歌加賀比の賀比を切めて伎と云なり
立。とば其所に行て其事に預るをいふ
大魚。此嬪子紀にては物部鹿鹿火大連女影媛なり

志毘臣歌曰云々。此歌の次第の亂れたるにて紀に太子のシホセノ云々の御歌を先此に擧られたるぞ正しかりける ○ナトツハダテ。ハタテは屋端をいふなるべし彼は只見やりたる狀を軽くいへる言にて俗言にアノさいふが如し扱此歌は王の御歌に姉が勝手さよみ給へるに因て又王の宮の勝手を以て答へたるにて王の彼嬪子を得携へ給はず獨のみ立せるを其宮の勝手の隅の傾き見苦しく擧れるに譬へて侮り嘲奉り且己が嬪子を得たる狀を誇りたるなり

爾山部連小楯。針間國の宰に任れる時に。其國の人民名は志自牟が新室に到りて樂す。於是盛に樂て酒酣時。次第のまゝに皆儻す

故燒火少子二口。竈の傍に居たる。其少子等にも儻しむるに。その一少子。汝兄先儻へと曰は。其兄亦汝弟先儻給へといふ。如此相讓る時に。其會る人等。其相讓之狀を咲ひき

爾遂に兄先儻ひ訖て。次第に弟儻はむとする時に爲詠曰物部之。我夫子之。取佩於大刀之手上。丹畫著。其緒者。載赤幡。立赤幡。見者五十隱。山三尾之。竹矣。本詞岐苜。末押麋魚箒。如調八弦琴。所治賜天下。伊邪本和氣天皇之御子。市邊之押齒王之。奴末

と詔給へば爾即小楯連。聞驚きて床より墮轉びて。其室なる人等を追出して。其二柱の王子を。左右の膝上に坐まつりて。泣悲みて。人民を集へて。假宮を作て。其假宮に坐まつ

り置て。驛使貢上りき
於是其姨飯豐王。聞歡して。宮に上らしめ給ひき

故天下治めさむとせし間。平群臣の祖。名は志毘臣。歌垣に立て。其袁祁命の婚むとする美人の手を取れり。其嬪子ハ。菟田首等が女。名は大魚といへり。爾袁祁命亦歌垣に立しき。於是志毘臣歌けらく

おほみやの
すみかたふけり
をどつばたで
彼 手

如此歌ひて其歌の末を乞時に。袁祁命歌曰給はく

オホタタミ。は大匠なり。ナチナミコソ。は拙劣みこそなり。續紀世詔に先乃人波謀乎連奈之。紀雄略卷に舍人性懶弱。欽明卷に微弱なごあり拙愚なる意なり。みは風疾み露繁みなごいふみなり。意ての意は然陽の傾けるは宮を造れる大匠の拙愚き故にこそ。詔ひ吾に於て何事かあらむと志毘臣の歌をいひ減給ふなり。爾志毘臣亦歌曰。は又傳の誤にて是も哀那命の御歌ならん上のオホタタミは只志毘臣が歌の末を續玉ふのみなる故に又別によみて御ころを述玉へるなり。此後の御歌の意は志毘臣が歌に王の宮の事を詠るに因て又志毘臣が家の垣を以て續玉へるにて吾今入立んごおはは汝たごひ八重の柴垣を結堅めても易く破りて入立べけれど吾心寛やかなれば暫く留めて、入立するぞ。詔玉へるなり。扱たごへ玉へる意は彼嬪子を吾今早く得んご思はは汝いかに妨ごもそれに障るべきなられども暫のごめてゆるしおくぞとなり。

爾志毘臣亦歌曰

おほたたくみ
大匠
すみかたおけれ
爾
有
おほきみの
大君
おみのこの
臣子
いりたぐずあり
不入立
有
をちなみこそ
拙劣
社
こころをゆらみ
心
やへの志はがき
八重
柴垣

於是王子亦歌曰

おほせの
潮瀬
あそびくる
遊來
つまたてりみゆ
妻立
有所見
なをりをみれば
波折
見
志ひがはたでに
結
手

ナチリナミレハ。ナチリとは波の高く立所をいふ。シビガハタデニ。は鮎之勝手になりハタは俗云ヒレなり。ツマタテリミユ。は彼嬪子の志毘臣に携ひて其傍に立るよしなり。されば此御歌は上文の志毘臣立歌垣ニ云々状を見給ひて味玉へるなれば志毘臣がオホミヤノ。ナトツハタテ。の歌の前にあるべし。

爾志毘臣愈忿りて歌曰

おほきみの
王
やふじまり
八節
結
きれむ志はがき
將載
柴垣
みこの志はがき
王
柴垣
志よりもどほし
結
やけむ志はがき
將燒
柴垣

愈忿。は大匠云々又大君は心を寛み云々詠給へるを忿れるなり。ヤフツマリ。八節結なり。ヤアはトフの管屬なごいふが如し貞観儀式大嘗祭條に其院方十六丈以柴爲垣。高四尺以楮。さあり此四節にてフは節なる事を知べし。ツマリは結固めたる事なり。結をシマルごいふは結と木同言なり。垣八段に結たるなり。シマリモトホシ。は結令。廻なり。垣を結廻らし堅めたるをいふ。扱此句の下にたりごもいふ言を添て心得べし。一首の意は王の宮の垣をばいかに堅く結廻らし玉ふごも吾載らば載れぬべし。焼は焼ぬべし。怒るよ。詠めるなり。扱一首の意は王たごひ後に此嬪子を得ていかに堅く守り防ぎ玉ふごも吾は易く取返してむものをいふなるべし。抑上件歌垣に。贈答し玉へる歌ごも此記と書紀共に傳への紛れの誤あり。ご見えて或は作者易り或は次第亂れ或は脱たるかごも互にあるは猶能考ふべし。

爾王子亦歌曰

おふをよし
冠
志があれは
其之荒者
志びつく志び
鮎
志びつくあまよ
鮎
心裏

爾王子亦歌曰。こは志毘臣と贈答し玉へるには非ず別に嬪子に贈り玉へる御歌なり。シガアレバ。シガの事上にいへりアレバは疎く放るをいふ。万葉二に住鳥毛荒備勿行。土衛不肯。荒振妹爾。戀乍曾居など猶多し。ウラコホシケン。ウラはうら悲し。うらさびしなどのウラにて心をいへり。アハシ古歌にはコホシごいへる多し。此御歌第二句は鮎魚を捕むとする海人は其鮎のあたりに慕ひ依ものなれば此嬪子の志毘臣に慕ひよるにたごへ玉ひ汝が志毘臣に従ひ依て吾に疎く放りなば吾汝を戀しく思はんごなり。扱鮎つく鮎と再詔ひ結めたるは古歌の格にて恨めしく悔たくごもほせる御心見えたり。聞。カトヒご調べしカトヒは男女歌をよみかはし互に挑み競ふ意あればなり。

如此歌ひて。闕明して。各退ましぬ。明日之時。意富那命哀那

各退。アラケマシメと訓べしアラタとに會
者の各別れて散るなむ
志毘の門。門は家をいふ
亦今の亦は爾字の誤なるべし
亦曠。の亦の字延住本に必と作れり
亦門に人もなけん。は且の程は臣連八十件
緒皆朝廷に参赴れる時なればなり

既。は全くといはんが如く此上にかく天下治
べくなれるはといふ言を加へて心得べし
白髮天皇の御世より哀祁命の御位に即給ふ迄
の間の事共此記と書紀との傳への趣の異なる
事多し紀顯宗卷合せ考べし
此白髮天皇御年を記さず御陵を記さず此より
前には例なき事なり紀には五年春正月甲戌朔
巳丑天皇崩于宮二時年若干とあり御陵は冬十
一月云々葬于河内坂門原陵と見ゆ諸陵式に河内坂門原陵餘靈栗宮御宇清寧天皇在河内國古市郡一云々河内志に在古市郡西浦村一稱曰白髮山一
云々とあり

記傳四十
三ノ四十
八書紀十五

顯宗天皇
石巢別。と申大御名此を除て外には見えす
近飛鳥宮。近飛鳥遠飛鳥の事若櫻宮段に詳な
り然るに此天皇の宮は大和にて彼遠飛鳥の地

なるを近といへるは彼允恭天皇の遠飛鳥宮と
云ふ號に對へてなるべし
崩歲。此にかく年の數を擧たる事前には例な
し
石木王之女難波王。此女王初難波に住給ひしなるべし小野も地名なるべし

御骨。ミカバネと訓べし御屍の義なり此御屍
は淡海國久多綿之蚊屋野に埋し事穴穗宮段に
見えたり
三枝加押齒。三枝はさゆりの事なるべし押齒
は和名抄に鬮齒重生也於曾波とあり彼草の三
室の相對へる狀に重なれる御齒にぞ有けむ

葬。チサメマツリテと訓べし
韓俗。上に出づ傳四十の廿七葉
然後持上其御骨也。此八字上に御陵を作云々
とあればいさも心得むたき事なりと紀傳にい
へり

鐸。ヌリテと訓べし政事要畧に鐸和訓塗手な
ごあり鐸字説文に大鈴也といへり
引鳴。は引て鳴すなり

傳四十三
ノ五十一

命二柱議云。凡朝廷人等ハ。且には朝廷に参赴。晝は志毘ガ
門に集ふ。亦今ハ志毘亦寢たらむ。亦其門に人も無けむ故
今ならずば。謀難けんと謀りて。即ち軍を興して志毘臣ガ
家を圍て。乃殺給ひき
於是二柱王子等。各に天下を相讓給ひて。意富祁命。其弟袁
祁命に讓給はく。針間志自牟ガ家に住し時に。汝命名を顯
し給さらまししかば更に天下臨さむ君とばならざらましを。
是既汝命の功にぞありける。故吾兄には有雖。猶汝命先天
下を治めしてよといひて。堅く讓給ひき。故得辭給はずて。
袁祁命ぞ。先天下治めしける

近飛鳥宮
袁祁之石巢別命。近飛鳥宮に坐まして。天下治めし、事擧

歳なりき。天皇石木王之女難波王に娶ましき。御子ハまし
まよさざりき

此天皇。其父王市邊王之御骨を求給ふ時に。淡海國なる賤
老嫗參出て白つらく。王子の御骨を埋たりし所は。專吾能
知れり。亦其御齒以て知べしと白しき。御齒ハ三枝加。爾
民を起て。土を掘て。其御骨を求て。即其御骨を獲給ひて。
其蚊屋野の東山に。御陵を作て葬まつりて。韓俗の子等に。
其御陵を守しめ給ひき。然後持上其御骨也
故還上坐て。其老嫗を召して。其地を失はず見置て知れりし
事を譽て。置目老嫗と號名を賜ひき。仍宮内に召入て敦廣
慈賜ひき
故其老嫗所住屋をは。宮邊近く作て。日毎に必召しき。故大
殿戸に鐸を懸て。其老嫗を召むとする時は。必其鐸を引鳴

標注 古事記下巻讀本

モ、ツタフ。冠辭考に百多の野山を經傳
ふ意にて淺茅原小谷を過てと詔へり
此老嫗は宮邊に居れども禪の音して參れば戲
に驛路のさまに詔へる事なりとあり

オキメモヤ。置目もやなりモヤは助辭なり
ミヤマガクサテ。ミヤマは眞山といはむが如
しカタレをカタリといふは古言の活用なり上
卷にヒカクラバ紀推古卷歌にカタリマスなご
見ゆ

難。ラザハヒと訓べし此事穴穂宮段に見ゆ
子孫。はコドモと訓べし先祖をもオヤといひ
子孫をば未々までコといふは古言なり
跋。和名抄に説文云雲行不正也訓阿之奈閉
とあり
其老。の下人字脱たるが
見志米岐。視占と同ト岐は過去し事をいふ辭
なり

給ひき。爾作御歌し給へる其歌曰

あさちばら

をだにをすぎて

もくづたふ

小谷を過ぬてゆらくも

おきめくらしも

御歌

於是置目老嫗。僕甚耆老にたれば。本國に退欲しと白しき。

故白せる隨退給ふ時に。天皇見送して歌曰給はく

あさよりば

あふみのおきめ

あすよりは

みやまがくりて

みえずかもあらむ

御山

初天皇難に逢て。逃ましく時に。其御糧を奪し猪飼老人を
求給ひき。是求得たるを喚上て。飛鳥河の河原に斬て。皆其
族の膝筋を斷給ひき。是以今に至迄。其子孫倭に上之日。必
自ら跛なり。故其老の所在を能見志米岐。故其地を志米
須と謂也

三傳四十
四ノ六十

報むと云々。は彼父王の御屍を地と等しく埋
給ひしに報給ふ御心なりけん
他人を云々。意富那命裏の御心には少掘て止
むと所思せるからなり
事。は他人を雜へず唯一人なり
天皇。此はオホキミと訓べし
參出。は還參入むなりマイアはマキルと同ト
言なり
命隨幸行。は意富那命は大御兄命に坐は崇め
て詔へるなり
下幸。は大長谷天皇の御陵河内國丹比郡へな
り
傍。カタへと訓べし

悉破壊。は築上たる限りを殘さず破去て平地
になすをいふ
怨。此はアダメと訓べし
父之怨。同ト事の度々出る故に王字を省ける
なり御陵の御字も亦同ト

天皇。其父王を殺給ひし。大長谷天皇を深く怨まつりて。其
靈に報むと欲しき。故其大長谷天皇の御陵を毀むと欲し
て。人を遣す時に。其伊呂兄意富那命の奏言く。是御陵を破
壞むには。他人を遣べからず。專僕自行て。天皇の御心の如
破壊りて。參出むと奏給ひき

爾天皇然。は命の隨。幸行ませと詔給ひき。是以意富那命自
下幸して其御陵の傍を少掘りて。還上らして。既に掘壞
りぬと復言給ひき

爾天皇。其早還上ませることを異まして。如何さまに破壊
給ひしぞと詔給へば。其御陵の傍土を少掘つと答白給ひ
き。天皇詔給はく。父王の仇を報むと欲ふなれば。必其陵を
悉に破壊てむを。何少掘給ひしぞと詔給へば。答曰はく。然
爲つる所以ハ。父王の怨を。其靈に報むと欲はすは。是誠に
理なり。然ども其大長谷天皇ハ。父の怨にはあれども。還て

従父。は父の従父兄弟を云り、古何といひけん和名抄にも見えす

人を耻かしむるを耻見すといふは古言なり上巻に吾に辱見せ給ひつとあり

足。アヘナンと記傳に訓めりいかに御年。紀には見えす或書には三十一又四十八とあり

治天下八歳。初にもかくあり同ト事を又記せるはいかに

石坏岡。諸陵式に傍丘磐杯丘南陵近飛鳥八約宮御宇順宗天皇在大和國葛下郡云々大和志に傍丘磐杯丘南陵昔在葛下郡今市村寶永年間陵崩遂爲二民居と云へり

仁賢天皇

廣高宮。は稱贊へたる號なるべし帝王編年記に山邊郡石上左大臣家北邊田原にあり春日郎女。は大泊瀬天皇和珥臣深目之女童女君を娶して所生也小長谷若雀命。小長谷は長谷に坐ませるに因り大長谷天皇に對へて小と申せるなり

は我が従父にまし。亦天下治めしと天皇に坐すを。是今單に。父仇といふ志をのみ取て。天下治めしと天皇の陵を悉に破りなほ。後人必誹謗まつりてむ。唯父王の仇は。報すはある可からず。故其陵邊を少掘つ。既是耻みせまつりてあれは。後世に示すにも足なむ。如此奏給ひつれば。天皇。是亦大理なり。命の如て可とぞ答詔給ひける

廣高宮

故天皇崩まして。即意富祁命天津日繼知めしき。天皇御年參拾捌歳。天下治めしと八歳なり。御陵は片岡の石坏岡上に在り

記傳四十三ノ七十書紀十五

書紀十六

春日山田郎女。紀安閑卷に元年三月云々納采億計天皇春日山田皇女爲二皇后とあり此天皇御年をも御陵をも記さすいかに諸陵式に埴生坂本陵石上廣高宮御宇仁賢天皇在二河内國丹比郡云々河内志に埴生坂本陵在二丹南郡黑山村管内二陵畔有家二といへり

武烈天皇

列木宮。此宮の趾或曰長谷寺の南出雲村の北方にありといへり列木は地名にや有けん

此天皇の御年。紀にも見えす片岡石坏岡。諸陵式に傍丘磐杯丘北陵泊瀬列城宮御宇武烈天皇在大和國葛下郡云々大和志に在二葛下郡平野村とあり

五世之孫。イツツギノミヨと訓べし續後記十五の歌にナトツギノミヨニ云々古今集序に世はとつぎになんなれりけるとあり、ミヤゴとは訓べからずマゴとは子の子に限りていふ名なり ○合。は禮せ奉るなり ○授奉。とは前の天皇の譲り給ふには非ず臣連たちの相譲りて爲奉れる事なる故にいふ或人問けらく此武烈天皇崩まして饑饉富命を迎立奉れるさまを以て見るに當時大伴金村連を始めていさ賢く忠なる臣連等なきに非ざりしに此天皇の御所行のさばかり曇く暮く坐ましを聊も隠れることなくして御世の限り徒に見過ぐしは如何にぞや答ふ善もあれ悪しくもあれ君をば臣の

又丸邇日爪臣の女。糖若子郎女を娶して。生ませる御子。春日山田郎女

日山田郎女

此天皇の御子。并七柱ます。此中に。小長谷若雀命は天下治めしき

列木宮

小長谷若雀命。長谷の列木宮に坐まして。天下治めし事。八歳なりき。此天皇太子ましまさず。故御子代として。小長谷部を定給ひき

御陵ハ片岡の石坏岡に在り。この天皇。既崩まして。日續知

めすべき王ましまさず。故品太天皇五世の孫。袁本杼命を近淡海國より。上坐しめて。手白髮命に合まつりて天下を授まつりき

標注 古事記下巻讀本

計事る事なきは是古の道の勝れたるにて君と臣との義の永く全くして廢れざる道には有ける然るを君悪ければ臣としてかにかくに計るを美事に
するは外國の道にして過ぎまなる所爲なれば中々に世の亂れの本なるをやと記傳にいへり

繼體天皇

記傳四十
四ノ一
書紀十七

玉穗宮。紀に二十年秋九月遷都磐余玉穗宮あり地名の如く聞ゆれども猶此宮を美稱たる
蹟ならむ

凡連。凡はオフシと訓べし

玉穗宮

袁本杼命。伊波禮の玉穗宮に坐まして天下治めしき。この
天皇。三尾君等が祖。名は若比賣を娶て。生ませる御子。大郎
子。次に出雲郎女。二

又尾張連等が祖。凡連が妹。目子郎女を娶て生ませる御子。

廣國押建金日命。次に建小廣國押楯命。二

又意富郎天皇の御子。手白髮命。是後に娶まして。生ませる

御子。天國押波流岐廣庭命。一

又息長眞手王の女。麻組郎女を娶て。生ませる御子。佐々宜

郎女。一

又坂田大俣王の女。黒比賣を娶て。生ませる御子。神前郎女。

次に葵田郎女。次に馬來田郎女。三

馬來田郎女。眞臨寺本田郎女とあり馬來二字
なし紀によりて補ふ

又葵田連小望之女。關比賣生御子。葵田大郎女
二十字紀に依て補ふ

又三尾君加多夫が妹。倭比賣を娶て。生ませる御子。葵田大
郎女。次に白坂活日子郎女。次に小野郎女。亦名は長目比
賣。三

又丸高王。次に耳王。次に赤比賣郎女。四

又阿倍之波延比賣を娶て。生ませる御子。若屋郎女。次に都

夫良郎女。次に阿豆王。三

此天皇の御子等。拜て十九王。女十二

この中に。天國押波流岐廣庭命。天下治めしき。次に廣國

押建金日命。も天下治めしき。次に建小廣國押楯命。も天下

治めしき。次に佐佐宜王。ハ伊勢神宮を拜まつり給ひき

十九王。此數男七は合れども十九王と女十二
は合はず故上件カシの如く紀に因て二女王を補へ
り
天國押波流岐廣庭命。は欽明天皇なり
廣國押建金日命は安閑天皇なり
建小廣國押楯命。は宣化天皇なり
拜。イツキマツリと訓べし。は祭字を省きて
書るものなり。扱此記女王の伊勢神宮に立坐る事
は右の豐祖比賣命。倭比賣命を除き奉りては記せる事なきに此にのみかくあるは故ある。か紀には倭比賣命の次に景行天皇の御子五百野皇女次に雄
略天皇の御子稚足姫皇女次に此佐々宜皇女なり。景行天皇の二十年に五百野皇女立坐してより雄略天皇の御世までは三百七十年に及べり其間の齋
王もますべきに詳ならず

石井。紀に紫雲國遣に作れり孝元天皇の後なり
荒甲。紀には鹿鹿火とあり
金村連。道臣命九世孫なり
石井を殺云々。紀廿一年六月の條及筑後風土記に詳なり
御年。紀には時年八十二とあり武烈天皇崩去し年此天皇五十七歳とあれば元年五十八にて廿五年八十二に合へり此記の傳とは大く異なるなり
在。攝津國島上郡とあり攝津志に在。島下郡太田村土人曰。池上陵と云いへり。○御陵也。の御陵二字例なし後人の添たるなるべし

安閑天皇
句。は大和國廣瀨郡。帝王編年記には高市郡と云り何ならん
金箸。紀に元年春正月遷都于倭國勾金箸。因爲宮とあり
此天皇御年を記さず紀には時年七十とあり。○諸陵式に古市高屋丘陸勾金箸宮御宇安閑天皇在。河内國古市郡。云々大和志に古市高屋丘陵古市高屋墓俱在。古市郡高屋村と云いへり

宣化天皇
檜桐。和名抄に大和國高市郡檜桐前郷此乃屋入野宮。大和志に在。檜桐村と記せり
倉之若江王。紀には皇女とあれどもさにては注の男三とあるに合す

此御世に。竺紫君石井。天皇之命に従ずして。無禮こと多かりき。故物部荒甲之大連。大伴之金村連一人を遣して。石井を殺しめ給ひき

天皇。御年肆拾參歲。御陵者三島之藍御陵也

金箸宮

廣國押建金日命。勾の金箸宮に坐まして。天下治めしき。此天皇。御子也とざりき。御陵は河内の古市高屋村に在り

檜桐宮

建小廣國押楯命。檜桐の處入野宮に坐まして。天下治めしき。天皇。意富那天皇の御子。橘之中比賣命に娶まして。生ませる御子。石比賣命。次に小石比賣命。次に倉之若江王

御年。紀には時年七十三とあり
御陵。諸陵式に身狹桃花坂上陸檜桐屋入野宮御宇宣化天皇在。大和國高市郡。云々大和志に身狹桃花坂上陸在。高市郡島屋村西南。俗呼。俱知山と云々といへり
欽明天皇
師木島。紀に元年秋七月遷都倭國磯城郡磯城島。仍號爲磯城島金刺宮とあり
大宮。大宮と記せる例記中になくいかゞ但是は殊にめでたき御世にて此宮の號は後世迄大儀の大號にさへなれるばかりなれば殊に大宮と記せるにや
春日山田耶女
麻呂古王
宗賀之倉王
右三王は此記も書紀も共に皆紛れありて山田耶女と麻呂古王とは重複倉王は御母を誤れるなり
稻目宿禰。武内宿禰五世の孫と姓氏錄に見ゆ。岐多斯比賣。此名紀に賢羅と書て此云。岐多志とあり日本紀私記云。堅羅木多師是也と見ゆ今世に燒燼といふ物なり

又川内之若子比賣を娶て。生ませる御子。火穗王。次に惠波王

此天皇の御子等拜て五王
男三
女二

故火穗王ハ 志比陀 惠波王ハ 韋那君、多治比君の祖也

師木島宮

天國押波流岐廣庭天皇。師木島大宮に坐まして。天下治めしき。天皇。檜桐天皇の御子。石比賣命に娶まして。生ませる御子。八田王。次に沼名倉太玉敷命。次に笠縫王

又其弟小石比賣命に娶まして。生ませる御子。上王

又春日之日爪臣の女。糠子耶女を娶て。生ませる御子。春日山田耶女。次に麻呂古王。次に宗賀之倉王

又宗賀之稻目宿禰大臣の女。岐多斯比賣を娶て。生ませる御子。橘之豐日命。次に妹石桐王。次に足取王。次に豐御氣炊

次亦。こは上にも麻呂古王ある故に亦さいふなるべし
櫻井之玄王。玄は玄字の偏を省きて書るなり。泥杵王。書紀には舍人皇女とあるに、よらば杵泥を下上に寫し誤れるか。

間人穴太部王。間人の間はアヒタと同言にて万葉に有争波之爾とあるは争ふ間なり太の字をホと訓むはオホのオを省きたる借字なり例は万葉十三に爾太造十九に爾太要、記中に御太之前とあり

敏達天皇

用明天皇

推古天皇

崇峻天皇

此天皇御年を記さず御陵をも記さず或書に御年六十二と云へり ○諸陵式に檜隈坂合陵磯城島金刺宮御宇欽明天皇在二大和國高市郡二云々 大和志に在高市郡平田村一俗呼二梅山一とあり

敏達天皇

記傳四十八ノ四十

屋比賣命。次に亦麻呂古王。次に大宅王。次に伊美賀古王。次に山代王。次に妹大伴王。次に櫻井之玄王。次に麻奴王。次に橋本之若子王。次に泥杵王^{十三}
又岐多志比賣命の姨。小兄比賣を娶て。生ませる御子。馬木王。次に葛城王。次に間人穴太部王。次に三枝部穴太部王。亦名は須賣伊呂杵。次に長谷部若雀命^五
凡此天皇の御子等。并て廿五王。此の中に沼名倉太玉敷命ハ。天下治めしき。
次に橘之豐日命も。天下治めし。
次に豐御氣炊屋比賣命も。天下治めし。
次に長谷部之若雀命も。天下治めしき。并て四王なも天下治めしける。

他田宮

書紀二十

他田宮。他はササと訓む紀に譯語と書れたる意なり推古紀に通事ともありササは或人譯語なりさいへり

櫻井玄王。欽明天皇の御子にも同御名あり御名義彼處にいへるが如し

忍坂日子人太子。紀用明卷にも太子彦人皇子とあり舒明天皇の大御父王に坐ませば彼御世にや追尋て太子と申奉給ひけん

老女子郎女。老女はナミナと訓べし傳九の十八葉にあり

大俣王。玉穗宮段に同名見え下にも同名の女王あり

田村王。紀にも糠手姫皇女 更名田村皇女とあり田村は地名なるべし

在岡本宮治天下之天皇。は舒明天皇なり此記は推古天皇に終りて此天皇の御世までは記さるにいか

記傳四十五ノ四十

沼名倉太玉敷命。他田宮に坐して。天下治めし、事。壹拾肆歳なりき。此天皇。庶妹豐御食炊屋比賣に娶して。生ませる御子。靜貝王。亦名は貝鮪王。次に竹田王。亦名は小貝王。次に小治田王。次に葛城王。次に宇毛理王。次に小張王。次に多米王。次に櫻井玄王^八
又伊勢大鹿首の女。小熊子郎女を娶て。生ませる御子。布斗比賣命。次に寶王。亦名は糠代比賣王^二
又息長眞手王の女。比呂比賣命に娶して。生せる御子。忍坂日子人太子。亦名は麻呂古王。次に坂騰王。次に宇遲王^三
又春日中若子が女。老女子郎女を娶て。生ませる御子。難波王。次に桑田王。次に春日王。次に大俣王^四
此天皇の御子等。并て十七王之中に。日子人太子。庶妹田村王。亦名は糠代比賣命に娶して。生ませる御子。岡本宮に坐して。天下治めし、天皇。次に中津王。次に多良王^三

漢王。漢はアヤと訓べし御乳母の姓なり漢直、明宮段に見ゆ

桑田王。同御名上に見ゆいか

山代王。笠縫王。此二柱も欽明天皇の御子に同御名なるありいか

此上に此天皇御年若干といふ言あるべし、たまひ御年は記さずとも此天皇といふ三字は必有べき例なりいか

川内科長。諸陵式に河内磯長中尾陵磯田宮御宇敏達天皇在河内國石川郡云々河内志在二葉室村四二さいへり

用明天皇

池邊宮。和名抄に大和國十市郡池上郷の地なり

參歲。此年敏御位に即坐たる年より數へしなるべし

オホギヤシシメ。名の意。師木鳥宮條。キタシ比賣の下にいへるが如し

多米王。敏達天皇御子に同御名あり

上宮之麻戸豐聰耳命。上宮は紀推古卷に父天皇愛之令居宮南上殿故稱其名謂上宮云々とあれば大宮の南に別に上宮さいふありて其宮に坐しなり。紀の此御卷に初居上宮一後移二班鳩さいふり今も十市郡に上宮村ありウヘノミヤと呼ぶなり

又漢王の妹。大俣王に娶まして。生ませる御子。智奴王。次に妹桑田王柱

又庶妹玄王に娶まして。生ませる御子。山代王。次に笠縫王。

二并て七王

御陵は川内科長に在り

池邊宮

橘豐日命。池邊宮に坐まして。天下治めし、事參歲なりき。

此天皇。稻目宿禰大臣の女。意富藝多志比賣を娶て。生ませる御子。多米王柱

又庶妹間人穴太部王に娶まして。生ませる御子。上宮之麻戸豐聰耳命。次に久米王。次に植栗王。次に茨田王柱

又當麻之倉首比呂が女。飯女之子を娶て。生ませる御子。當麻王。次に妹須賀志呂古郎女

茨田王。繼體天皇の御子に同御名あり ○當麻之倉首云々。首はヒトと訓べし此戸の例は天武紀に次田倉人權足、續紀二に春日倉首老あり

御年。紀にも記されず

石寸掖上。寸字は村の偏を省けるにて石村なり掖は紀に依るに池字を寫し誤れるなるべし

諸陵式に河内磯長原陵餘池邊列槻宮御宇用明天皇在河内石川郡云々とあり

崇峻天皇

柴垣宮。は多治比之柴垣宮の下にいへるが如し此宮は今の倉橋の金福寺さいふ寺其跡なりさいへり

御年。紀にも記されず或書に年七十二とも七十三ともあり

倉橋岡上。紀に五年冬十月有獻山猪二天皇損猪詔曰云々十一月馬子宿禰詳於群臣二日今日進東國之調二乃使東漢直嗣殺于天皇是日葬天皇于倉橋岡上二さいふ天皇崩まして即日葬奉れる事古今にわたりて例あらめや當時馬子賊が威權のほど推はられたり諸陵式に倉橋岡上倉橋宮御宇崇峻天皇在二大和國十市郡二無二陵地及陵戸二と見えたり是亦例なし此御陵大和志に倉橋村東今曰二赤坂二さいへり

推古天皇

小治田宮。大和國高市郡なり即飛鳥と同一地なるべし

參拾歲。此年敏即位の年より數へたるものなり

御年。紀に時年七十五とあり

大野岡上。大和國高市郡なり

科長大陵。諸陵式に磯長山田陵小治田宮御宇推古天皇在河内國石川郡云々河内志に在二南山田村二さいへり

此天皇。御陵は石寸掖上に在しを。後に科長中陵に遷まつりき

倉橋宮

長谷部若雀天皇。倉橋柴垣宮に坐まして天下治めし、事肆歲なりき。御陵は倉橋岡上に在り

小治田宮

豐御食炊屋比賣命。小治田宮に坐まして。天下治めし、事參拾歲なりき。御陵は大野岡上に在しを。後に科長大陵に遷まつりき

書紀二十

書紀二十

書紀二十

標古事記下卷讀本終

この標題。原本には古事記上卷并序とあり轉寫の誤なるべし今文體に據てかくは改つ本居翁曰凡て書を著して上つる時に表文を添へいたく文辭をかざりて當代を贊稱し事ある漢土のおしなべての例なり故に此表も漢文の對句をかざるに引れてその意旨も自ら漢體なるが多し混元既凝、乾坤初分、齊五行之序など云類の語なり此表にかゝる語ごものあるを見てもゆくりなく本文の旨をな誤りそ

混元。は混沌ともいひて元氣未分也と注せり 既凝。とは分れむとする前あるなり 氣象。は天地を始め凡て氣と象とをいへり

夫混元より誰知其形までは天地の未割れざりし以前の狀況を漢籍にいへる趣を以て云へるなり

參神。は天之御中主、高御產巢日、神產巢日、の三柱神を申す即本文の始に出 造化。は漢籍に天地陰陽の運行によりて萬物の成出るをいへり 二靈。は伊邪那岐、伊邪那美、二柱神を申す 群品。は萬の物なり

出入幽顯。は伊邪那岐大神の夜見國に幸行しを幽に入と云ひ 顯國に歸り坐るを顯に出と云るなり 日月云々。は阿波岐原に御嶺し賜へる時の事なり

太素も元始も。世の初めを云なり 杳冥。は世の初めいと遠くておほくしく定かならぬを

標注 古事記下卷讀本

上古事記表

臣安萬侶言。夫混元既凝。氣象未分。無名無爲。誰知其形。然乾坤初分。參神作造化之首。陰陽斯開。二靈爲群品之祖。所以出入幽顯。日月彰於洗目。浮沈海水。神祇呈於滌身故。太素杳冥。因本教而識。孕土產島之時。元始綿邈。賴

云 本教。は神代の事どもを語り傳へたる説
をいふなり
總述。は遠く遙なるを云ふ 先聖。は神代の
事を言傳へ書傳へたる古のかしこき人たちを
いふ
立人。とは天照大御神を始めての事依し
玉ひしを云なり○本居翁曰按に識といひ察と
云を伊邪那岐、伊邪那美二神の御事として
見るべし其時は本教は天神の詔命なり先聖も
天神を申すなり
懸鏡。とは天照大御神の天石屋にこもりし
時に眞賢木の枝に八咫鏡を取掛しを云なるべ
し 吐珠。と喫劍。とは大御神と須佐之男神
と誓まし、時の事なり 萬神蕃息。とは須佐
之男命の御子孫の神たちのひろこり坐る事な
り
議安河而平天下。は皇御孫命の天降坐むとす
る時に八百万神を集へて議たまひし事 論小
濱而清國土。は建御雷神の伊邪佐の小濱に降
りて大國主神を論ひ伏へて天下を和し静め玉
ひし事なり
番仁岐命。本文には番能邇々命と作り此處
は神倭天皇と對句なる故に四字には書れしな
りさて仁字は邇字の音を邇々の二音に用ひた
るなり 高千嶺。は日向國高千嶺峯なり
神倭天皇。は神倭伊波禮毘古命即ち神武天皇

先聖而察生神立人之世寔知懸
鏡吐珠而百王相續喫劍切蛇
以萬神蕃息歎議安河而平天
下論小濱而清國土是以
番仁岐命初降于高千嶺
神倭天皇經歷于秋津島化熊出
爪天劔獲於高倉生尾遮徑大鳥
導於吉野列儻攘賊聞歌伏仇卽
覺夢而敬神祇所以稱賢后

を申す
秋津島。は大倭國を云ふ
化熊出爪より導於吉野。までは四の事を四句
に云て二句づゝ對にせり皆白檮原宮御事にし
て其御段に見えたり爪は山か穴の寫誤なるべ
し 生尾。は生尾人とあり 大鳥。は八咫鳥
なり
列儻。も聞歌。も白檮原宮の御段に見ゆ後に
久米御といふは此時の態と聞えたり
覺夢云々。は水垣宮の御世の事 忽烟云々。は
高津宮の御世の事にてみな其御段に出たり
后。は君なり 黎元。は民をいふ
定境云々。は志賀宮の御代の事 近淡海。は
今の近江にて其都の國名なり 正姓云々。は
允恭天皇の御代の事にて遠飛鳥は其宮所の名
なり 制。と勅。とはたゞ其宮に坐して天下の
政を聞召しなむ○さて此までは古の御代御
代に聞え高き事どもをこれかれと抜出て文簡
に書るなり
躡步驟各異云々補典教於欲絶。は上件のこと
も取絶てこはれるなり 夢。は徐に歩むこ
と 驟。は疾走るこゝにて政も世々のさまに
隨ひて寛き急なるとの別あるをいふなり
風賦。は風教道徳なり○さて如此言て下文の
本を起せるなり
豐飛鳥云々。此より下は此天武天皇の御事を

望煙而撫黎元於今傳聖帝定
境開邦制于近淡海正姓撰氏
勅于遠飛鳥雖步驟各異文質
不同莫不稽古以繩風猷於既頽
照今以補典教於欲絶暨
飛鳥清原大宮御大八洲天皇御
世潜龍體元洊雷應期聞夢歌而
想纂業投夜水而知承基然天時
未臻蟬蛻於南山人事共洽虎步

申せる文なり
 潜龍も浴雷も。易の言にて太子のことに申
 せり。はいまだ儲君にて坐まし、ほどを申せ
 る賛詞なり
 開夢歌云々知承基。此は天津日嗣しろしめす
 べき由のさとしの有しことなり。夢歌の事
 は書紀に見えず。投夜水。さは東國に下りま
 さんとして夜中に伊賀の名張の横河に至り坐
 し、ことなるべし此事は書紀に詳なり
 天時云々。は京師をのがれ出て吉野山に入坐
 し、事 人事云々。は道より人多く從ひ附き
 奉りて御威さかりに成まして美濃國に幸行し
 事なりこれし書紀に見ゆ
 授。は歴なり。六師。は六軍なり。六師三軍
 の二句は皇軍のさかりなる觀をいへり
 杖矛の三句は御方の軍の盛なるさま。凶徒。
 の一句は濱海の軍の敗れしさまなり
 未移決辰。さは仇速に亡びて天下治まりしを
 云るなり。決辰。は子より亥まで一周の日數
 にてそを移さずさは程もなく速なる意なり
 診。は妖氣なり
 放牛息馬。さは周の武王が討に勝て後に馬を
 華山の南に歸し牛を桃林の野に放ちて再び服
 はぬことをまらせし故事にて書武成に出たり
 愷悌。未詳、下文の御威に對せれば恐くは凱
 歌の誤なるべし凱歌は軍勝たる時の樂なり

於東國。皇輿忽駕。凌渡山川。六
 師雷震。三軍電逝。杖矛舉威。猛士
 煙起。絳旗耀兵。凶徒瓦解。未移決
 辰。氣診自清。乃放牛息馬。愷悌歸
 於華夏。卷旌戢戈。儻詠停於都邑。
 歲次大梁。月踵夾鍾。清原大宮。昇
 卽天位。道軼軒后。德跨周王。握
 乾符而摠六合。得天統而包八
 荒。乘二氣之正。齊五行之序。設神

大梁。は四年をいふ爾雅に大梁易也とありて
 易は二十八宿の中の四方の星にて西は西方な
 ればなり
 夾鍾。は二月をいふ禮記月令に仲春之月律中
 夾鍾とあり夾鍾は十二律の中の二月の律な
 り。踵。は増約に躡也とあればアタルと訓べ
 し。〇さて書紀を考るに此天皇癸酉年二月癸未
 に御位に即ませり
 軒后。はから國の黃帝といふ事。周王。は文
 王武王なり
 乾符。は天の吉瑞なり後漢の光武王の故事に
 て文選東都賦にみゆ。六合。は天地四方なり
 天統。は天照大神の神統を嗣せ賜へる所謂る
 天津日嗣なり。入荒。は八隅荒遠の國々なり。二
 氣。は陰陽をいふ君の政よろしければ陰陽
 五行のはこび正しくて四時の氣候みだれすこ
 いふ漢詠を引れしなり。神理。は神妙の道理
 なり。獎俗。さは勸め導きて風俗をよくなす
 を云。英風。は英聖の風教なり。智海。さは
 御智の廣く大なるを海に譬へ。心鏡。さは御
 心の明らけきを鏡にたとへて申せるなり。浩
 瀚。は廣大貌。煌煌。は光明貌なり。〇さて明
 觀先代といふまでは此天皇の凡ての御上を申
 して次の事を申さむ料なり
 詔之。延佳本には詔云。さけり。變。は舊
 の俗字なり。帝紀は下文に帝皇日嗣とあると

理以獎俗。敷英風以弘國。重加智
 海浩瀚。潭探上古。心鏡煒煌。明觀
 先代。於是
 天皇詔之。朕聞諸家之所贊。
 帝紀及本辭。既違正實。多加虛偽。
 當今之時。不改其失。未經幾年。其
 旨欲滅。斯乃邦家之經緯。王化
 之鴻基焉。故惟撰錄。帝紀討覈
 舊辭。削偽定實。欲流後葉。時有舍

同トク御二代ニの天津日嗣を記し奉れる書なり
本辭。は下文に先代舊辭とあると同じの
國記臣連伴造國造百八十部及公民等本記と
云る者なるべし○さて舊事とは云すして本辭
舊辭と云る辭字に眼をつけて天皇の此事を
ほしめし立し大御意は専ら古語に在ける事を
ささるべし○此より未行其事矣。と云までは
此記の本の起りを演たるなれば懸懸に見るべ
し上件のかざりのみに書たる文とは異なるも
のぞ
其失。とはかの多加慮傷とある是なり其旨。
とは正實の旨なり○慮傷多くなれりと雖も猶
ほ正實も全く減びたるに非ざれば是時に改め
正しむかでは今幾ほどもなく正實は減びうせ
なむ物ぞと懸坐るなり
欲流後葉。これまで詔命なり、後葉は後世と
同ト 稗田。は姓氏錄に載せず書紀天武御卷
に稗田と云地名見えたり今大和國添上郡に稗
田村あり彼地より出たる姓なるべし 度目誦
口。拂耳勸心。とは一たび見たる書をばやがて
空に誦うかべ一たび聞たる事をば忘るゝ事な
きを云ふ
勸語。は天皇の大御口づから詔ひ賜るなり
然運移云々。は天皇崩坐して御世かはりにけ
れば撰錄の事果し行はれずして討駁ありし帝
紀舊辭。はいたづらに阿禮か口にのこれりし

人。姓稗田名阿禮。年是廿八。爲人
聰明。度目誦口。拂耳勸心。卽
勅語阿禮。令誦習。帝皇日繼及
先代舊辭。然運移。世異。未行其事
矣。伏惟
皇帝陛下。得一光宅。通三亭育。
御紫宸而德被。馬蹄之所。極坐玄
扈。而化照船頭之所。逮日浮重暉。
雲散非烟。連柯并穗。之瑞。史不絕

なり
皇帝。は元明天皇を指奉るなり 得一。は老
子に天得一以清、地得一以寧、王侯得一以
爲天下貞、とあるに取れるなり 光宅。とは
書紀典に光宅天下とありて天下を凡て家と
する意にて注に光は充也といへればミチナル
ともオホキニナルとも訓べし 通三。とは天
地人の三才に通貫するなり 亭育とは老子に
亭之毒之、注に今作育、また亭謂品其物、
毒謂成、其質と見え民を化育する事なり
此より又例の漢語どもを多く引出て贊申せり
紫宸。も玄扈。も天皇の御坐所をいふ玄扈は
黃帝が洛水の上なる玄扈と云ふ石室に居たり
し時風扇圖を含まて授けつと云故事なり
浮。は出なり 重暉。は光暉の明らけきなり
雲散非烟。とは雲の如にして雲にあらす烟
に似て烟に非す虚空にみゆるを云いばゆる霞
雲なり○此二句は禮斗威儀に取れるなり 連
柯。はいはゆる連理樹 并穗。は所謂嘉禾
なり
列條。は常に條を列れ條へおきて防をする國
々 重譯。は譯を重ねては音譯の通はぬ遠
き國々なりさる國々も今は月々絶間なく皆朝
貢すとなり 府はその貢物を納るゝ府倉なり
文明。は夏禹 天乙。は殷湯にて皆漢國の古
の名高き王どもなり○此までは當代をほめ奉

書列條。重譯之貢。府無空月。可謂
名高。文命。德冠天乙矣。於焉惜舊
辭之誤。忤正先紀之謬。錯以和銅
四年九月十八日。詔臣安萬侶。
撰錄稗田阿禮所誦之。勅語舊
辭。以獻上者。謹隨 詔旨。子細採
摭。然上古之時。言意竝朴。敷文構
句。於字即難。已因訓述者。詞不逮
心。全以音連者。事趣更長。是以今

れる文にて例の次の事を申さむ料なり
 於焉云々。此より次々正しく此記を撰しめ賜
 ひし事を演たる中に此二句はまづ其大御志を
 いへり
 詔臣安萬侶云々。かの清御原宮御世に誦習ひ
 おきつる帝紀舊辭は阿禮の口にのこれるを今
 安萬侶朝臣に仰せて撰び録さしめ賜ふなり
 謹隨詔旨云々。此より安萬侶朝臣撰録のさま
 を演られたり
 敷文。さ構句。さば二つにはあらずたゞ文に
 書きうつすを云なり。於字即難さは文に書取
 かたきを云文は漢文なればなり
 已因云々。已は靈の意なり因訓述さば字
 の訓を取用ひて古語を記せるをいふ所謂眞字
 なり
 訓。はその因訓述する文なり。心。は古語
 の意なり
 全以云々。更長。音とは字音を假て書るにて即
 假字なり。事總は。連れたる文面を云ふ
 是以云々。交用音訓。さば今は宜しき程をばか
 りて眞字假字二つをまじへ用ふさなり
 或一事云々。訓録。さば全く眞字書にて古語
 さ言も意も違ふ事なきは簡約なる眞字書の方
 を用ふるなり
 即辭理云々。更非注。さば文辭と理義の懸深に
 して尤見がたきは殊に注を加へその意趣の解

或一句之中。交用音訓。或一事之
 内。全以訓録。即辭理叵見以注。明
 意況易解。更非注。亦於姓。日下謂
 玖沙訶。於名帶字。謂多羅斯。如此
 之類。隨本不改。大抵所記者。自天
 地開闢。始以訖于
 小治田御世。故
 天御中主神以下。
 日子波限建鵜草葺不合尊以前。

し易きは固より解を費さざるを云ふ。叵。は
 不可也と注して難と同ト。意況。は意趣と云
 むが如しさて古訓本に。字にて句り況字を下
 句に屬て發語辭とせるは誤なり。非注の非
 は不字と同ト古文の常なり
 亦於姓云々。不改。これは姓のり下は玖沙訶と
 云べく名の帶字は多羅斯と云べし。さばいごそを
 帶さ書き日下さ書來れば舊に於て改めずとな
 り。如此之類。さば見谷、春日、飛鳥、三枝、な
 る地名神名にも亦此例多し
 大抵云々。小治田御世。こは全部の始終をいへ
 り次々は卷々の始終をいふ
 上卷。神代を以て一卷とせるは固よりさるべ
 きものなり
 天皇。御世。皇帝。大宮。は文をかへて章をなせ
 るなり。品陀。御世。までを中卷とす。大雀。御世。よ
 りを下卷とせるは紙數の自然より來つるまゝ
 にて殊なる意はあるべからず
 さて小治田御世(推古)までにしてさぢめたる
 故にこの御撰録は阿禮の誦習ひつるまゝを録
 されたるそはもと清御原宮天皇の教語なれば
 小治田の御次の岡本宮天皇(舒明)は彼天皇の
 大御考命に坐すが故に憚てその御世までは及
 ぼし賜はざりけるなるべし
 和銅四年の九月十八日に詔命を奉りてより僅
 に四箇月餘にして業を卒たるいと速なりしも

爲上卷。
 神倭伊波禮毘古天皇以下。
 品陀御世以前爲中卷。
 大雀皇帝以下。
 小治田大宮以前爲下卷。并録三
 卷。謹以獻上。臣安萬侶誠惶誠恐
 頓首頓首
 和銅五年正月二十八日
 正五位上勳五等太朝臣安萬侶謹上

た、彼阿禮の語のまゝを録せるのみにして新意を加ふることのなかりしが故なるべし。安萬侶朝臣の事蹟は次に載たる本傳を見て知るべし。○抑この御紀はよ本清御原宮御宇天皇の可畏くも大御親ら撰びたまひ定め賜ひ誦たまひ唱へ賜へる古語にしあれば世にたぐひもなく、いさも貴き御典にぞありけるさるハ御世かはりて後かの御志を紹ます御舉のなからましかばさばかり貴き古語も阿禮の命さもろさにも亡はてなましを歎きかむむかしきかも天神神國神の御靈幸ひ坐て和銅の大御代にこの御撰録ありて今の現に此御典の傳はり來つることと物學びせむ人頂に捧げ持て天神國神また二御代の天皇(天武元明)また稗田老翁、太朝臣の願、頼を莫忘それ

太。はオホキ調べし和名抄に大和國十市郡飯
富さありて今も多村あり太さも書り此より出
たる姓なり。神八井耳命は神武天皇の御子な
りさて白檮原宮段に神八井耳命者。宿臣等之
祖也とありて書紀にも神八井耳命是多臣之祖
也。みえ景行紀に多臣祖武諸木、天智紀に多
臣壽數。天武紀に多臣品治など見え同紀十三
年十一月戊申朔多臣賜姓曰朝臣、姓氏錄左京
皇別に多朝臣出自神武皇子神八井耳命とあり
○安萬侶朝臣は誰子といふこと知られど壬
申の役にいたく功ありて直廣壹の位を賜はり
し品治朝臣の子なるべしと先哲の説なり
慶雲初云々。續日本紀卷三、慶雲元年正月丁
亥朔癸巳正六位下太朝臣安萬侶授從五位下、
この朝臣始てこゝに見ゆ○和銅中云々。同紀
卷五に和銅四年四月丙子朔壬午正正位下太朝
臣安萬侶敘正五位上授勳五等。叙勳の事史に
見えざるは説たるなり、さて位階の外に勳位
十二等あり武功の者に賜はること大寶令に見
えたり義解によるに五等は正五位に相當せり
○奉教撰より爲三卷上之。までは上の表文に
詳なり并せ看るべし

太朝臣安萬侶傳

權中納言從二位源光因撰

太安萬侶神八井耳之後也。

姓氏錄、日本紀私記、

慶雲初叙從五位下和銅中進正

五位上續日本紀授勳五等奉勅撰古事

記初天武帝患諸家所藏載籍頗

傳虛偽終失其眞時有稗田阿禮

年二十八博聞強識多諳上世舊

事因命錄其所記將以修帝紀既

こは大日本史卷二百十三文學傳より抜出づ
其書而不知其人可乎哉らふ漢語も思出られて
なりけり
太。はオホキ調べし和名抄に大和國十市郡飯
富さありて今も多村あり太さも書り此より出
たる姓なり。神八井耳命は神武天皇の御子な
りさて白檮原宮段に神八井耳命者。宿臣等之
祖也とありて書紀にも神八井耳命是多臣之祖
也。みえ景行紀に多臣祖武諸木、天智紀に多
臣壽數。天武紀に多臣品治など見え同紀十三
年十一月戊申朔多臣賜姓曰朝臣、姓氏錄左京
皇別に多朝臣出自神武皇子神八井耳命とあり
○安萬侶朝臣は誰子といふこと知られど壬
申の役にいたく功ありて直廣壹の位を賜はり
し品治朝臣の子なるべしと先哲の説なり
慶雲初云々。續日本紀卷三、慶雲元年正月丁
亥朔癸巳正六位下太朝臣安萬侶授從五位下、
この朝臣始てこゝに見ゆ○和銅中云々。同紀
卷五に和銅四年四月丙子朔壬午正正位下太朝
臣安萬侶敘正五位上授勳五等。叙勳の事史に
見えざるは説たるなり、さて位階の外に勳位
十二等あり武功の者に賜はること大寶令に見
えたり義解によるに五等は正五位に相當せり
○奉教撰より爲三卷上之。までは上の表文に
詳なり并せ看るべし

而登遐。歷持統文武朝。其舉不果。至是。帝欲繼成其志。安萬侶奉勅。採撫阿禮所傳。上自開闢。下至小墾田朝。錄爲三卷。上之古事記序靈龜中。進從四位下。爲氏長。尋爲民部卿。養老七年卒。續日本紀

靈龜中云々。續紀卷六に靈龜元年正月甲申朝
癸巳太朝臣安萬侶授從四位下
爲氏長。同紀卷七に靈龜二年九月乙未以從四
位下太朝臣安麻呂爲氏長。と見ゆ氏長また氏
上とも氏長者とも云へり
尋爲民部卿。民部卿に任れしことも史に漏た
り、續紀卷九に養老七年七月庚午民部卿從四位下太朝臣安麻呂卒とありて享年は見えず
○弘仁私記の序、三統理平が延喜六年日本紀竟宴歌の序、權直幹が天慶六年同竟宴歌の序、また息部正通が口訣などに、日本書紀は舍人親王と安万
侶朝臣二人詔命を奉はりて撰録せりといへり上の表文の伎倆を見るに親王は總裁し玉へるにてこの朝臣ならず撰録の事を執り玉ひけんと思はるれ
ば諸家の説も必ず據る所あるべくていさおむかしくなん〇さてこの表文と朝臣傳とは注者高文ゆしの原稿にはなかりしを校閱の因みに卷の末に取そ
へ先載の注註どもをも添合せて標注めけるものさへ書加へつるは下總國香取郡人正七位勳八等平朝臣良弼なり

明治二十五年四月八日印刷
明治二十五年四月九日出版

版權所有

著者 加藤 高文

兵庫縣攝東郡網干町之内余子濱村一番地
東京市小石川區傳通院前大門町廿五番地

發行兼印刷者 青山 清吉

同所如蘭社、江戸會、好古社三事務所

發行所 青山 堂書房

同日本橋區本材木町二丁目

賣捌人 林 平次郎

愛知縣尾州名古屋本町通

同 片野 東四郎



7
44

各府縣賣捌所

東京日本橋通三丁目
同 神田表神保町
同 本郷春木町三丁目
大阪備後町
同 久寶寺町
京都新町通
熊本新二丁目
神戸相生橋東
佐賀白山町
飛騨高山
岐阜米屋町
愛知名古屋本町
静岡新通一丁目
石川金澤
新潟新潟市
同 長岡

丸善書店
中西屋邦太
武田傳左衛門
梅原龜七
三木佐助
大黒屋書舖
長崎二丁目
熊谷久榮堂
河内壯助
榊屋重兵衛
三浦源助
川瀬代助
勝見儀助
近田太三郎
林田富吉
目黒十郎

長野善光寺前
同 小諸
山梨甲府八日町
群馬前橋本町
宮城仙臺國分町
岩手盛岡中橋通
山形八日町
秋田大町
北海道函館
福島福島町
栃木宇都宮町
茨城水戸上市泉町
同 古河町
千葉佐原
同 東金
同 千葉

西澤喜太郎
小山佐治
五明堂
煥乎堂
金港堂
便益堂
五十嵐太右衛門
本間金之助
魁文社
萱間左右太
正女太
川又銀藏
高木文正堂
朝野利兵衛
多田野本衛
多田屋支店

關東大賣捌所
關西大賣捌所

東京京橋區
南傳馬町二丁目
大阪南區
心齋橋南一丁目

吉川半七
松村九兵衛

終

